

# 杉並区動物との共生を考える懇談会報告

～ 人と動物の共生できる杉並を目指して ～

平成 17 年 12 月

杉並区動物との共生を考える懇談会

## 《目 次》

序 章	人と動物の共生できる杉並を目指して	1
第 1 章	動物をめぐる杉並区の現状	2
第 1 節	犬・猫等の飼育実態	2
第 2 節	動物をめぐる苦情・要望・相談	3
第 3 節	杉並区の対策の現状	4
第 2 章	共生の社会づくりにむけて	6
第 1 節	共生を阻む背景と原因	7
第 2 節	問題解決の方向性	8
第 3 節	教育機関等の役割	9
第 3 章	施策への取組方針	11
第 1 節	施策の体系化・計画化	11
第 2 節	施策実施体制	11
第 3 節	施策の検証	12
第 4 章	具体的施策の展開	13
第 1 節	総合的施策	13
第 2 節	犬に関する施策	13
第 3 節	猫に関する施策	17
第 4 節	子どもと動物の環境づくり	19
第 5 節	馬など大型動物とのふれあい	20
第 6 節	集合住宅でのルールづくり支援	21
第 7 節	ペット新税	22
第 8 節	共通感染症対策	23
第 9 節	災害対策	25
第 5 章	「(仮称) 動物との共生に関する条例」	26
第 1 節	条例の理念	26
第 2 節	条例の規定内容	26
第 6 章	調和のとれた共生社会を目指して ～あるべき共生社会の姿	27
用語解説		28
資料編		32

## 杉並区動物との共生を考える懇談会報告

### 序章 人と動物の共生できる杉並を目指して

近年わが国では、社会の少子高齢化の進展とともに、動物愛護の精神が普及してきたことなどを背景に、動物に関心を寄せる人や、動物を飼育する人が増えてきました。動物は、私たちの生活に安らぎやうるおいを与える存在として、また、共に暮らすかけがえのない「家族の一員」として、ますます身近なものとなってきています。

その一方で、誤った考え方に基づく飼育やルールを無視した飼い方、また、身近な野生動物への必要以上の関与、感染症など公衆衛生上の問題などで、地域の中で様々な混乱やトラブルも発生しています。特に杉並区のような密集する住宅地では、この傾向は顕著なものとなっています。

動物をめぐるこうした様々な問題は、同じ地域社会の中で人と動物が共に暮らし、共に生きてゆくために、解決しなければならない大きな課題となっていますが、その解決のためにどの自治体も大変苦慮しているのが実態です。

また、私たちの周りから昆虫などの身近な自然が減少し、生命に対する感覚の希薄化が心配されている中で、最近報じられることの多い抵抗できない弱者に対するいじめや幼児などに対する虐待事件などは、同様にして報じられることの多い動物虐待事件と共通の社会的背景があるのではないかといわれています。動物など命あるものに対していたわりをもって接するいつくしみの心が、自殺や犯罪を予防する大きな力となり、社会的に弱い立場にある人も含めて、全ての人にやさしい社会の実現につながっていくものと考えられます。

人と動物の関係が変化しつつある中で必要なことは、解決す

べき課題に地域ぐるみで取り組み、人も動物も社会を構成する一員であるという視点を持ち、共に健やかに暮らしてゆけるような地域社会をつくることです。

人と動物の適切な関わりと動物をめぐる問題解決に向けた指針づくりを目的として設置された当懇談会は、私たちの生活に最も身近な存在である犬と猫に関わる問題を中心に話し合い、また、子どもと動物の関わり方や公衆衛生などについても検討しました。議論の足りないところや検討し尽くされていないこともあります。議論の足りないところや検討し尽くされていないこともありますが、ひとつの区切りとして、ここに報告書としてまとめました。この報告を受けて、具体的な取り組みが開始されることを強く期待します。さらに、今後も動物との関わり方を区民自らが提案し、合意を得ながら改善してゆくことで、人と動物が真に共生でき、多くの人々が住みやすい地域社会がこの杉並で実現されることを願ってやみません。

## 第1章 動物をめぐる杉並区の現状

### 第1節 犬・猫等の飼育実態

#### ① 犬と猫の状況

平成16年現在、区内で飼われている犬は、登録犬約17,000頭<sup>(1)</sup>、未登録犬は推計で約15,000頭<sup>(2)</sup>、合計で約32,000頭になります。猫については、飼い猫と野良猫を合わせ約34,000頭<sup>(3)</sup>と推計されています。

飼育場所は、犬も猫も事故や感染症予防に対する知識の普及、近隣や生態系への配慮、より身近にいたいと願う人の増加などの理由で、屋内飼育が多くなってきています。しかし猫に関しては、依然、放飼いも多く、東京都動物愛護相談センター<sup>(4)</sup>における殺処分頭数は、平成16年度の実績で、生まれたての仔猫や負傷猫は8,517頭にのぼり、犬の727頭と

比べ 10 倍以上となっています。また、交通事故死も、東京都全体で年間約 24,000 頭にも達しています。

## ② その他の動物

一方、犬猫以外の動物のうちハムスターやフェレットなどペットや愛玩用<sup>あいがん</sup>として飼育されるような動物は、屋内か閉鎖区域の中で飼育されていると思われ、戸外ではほとんど目にすることがありません。しかし、最近、本来日本に生息していない外来種<sup>いっそう いき</sup>の逸走や遺棄などが目立ってきており、生態系への影響や人畜に対する危害のおそれがある等、新たな問題となってきました。

## 第 2 節 動物をめぐる苦情・要望・相談

### ① 苦情・要望・相談の実態

区に寄せられる動物に関する苦情・要望・相談件数は年間 1,000 件を超えています。また、平成 17 年度杉並区区民意向調査<sup>(5)</sup>によると、5 割以上の区民が犬や猫からの被害経験が「あり」と答えています。

### ② 内容

犬では、糞尿<sup>ふん</sup>の不始末や引き綱なしの散歩、犬を伴った入園が禁止されている公園への立ち入りなど、飼育マナーの低さに起因するものが多くみられます。また、件数は少ないですが咬傷事故<sup>こうしょう</sup><sup>(6)</sup>の報告が保健所に寄せられることもあります。

猫に関しても、大変多くの方から苦情・要望・相談が寄せられています。糞尿<sup>ふん</sup>による臭いや鳴き声といったものばかりでなく、衣類や植栽、自動車などへの財産的な被害も目立っています。また、公園等での無責任な餌やり<sup>(7)</sup>によって飼い主のいない猫<sup>(8)</sup>を増やし、地域の問題になっている事例もあります。無責任な餌やりは、カラスやハト、その他の野生動物にもみられ、糞<sup>ふん</sup>や鳴き声、臭気、衛生問題などで近隣に被害を及ぼしているだけでなく、生態系への影

響も懸念されています。また、何らかの原因で相隣関係が悪化したため、それが犬や猫の問題として顕在化したようなケースも多く見受けられます。中には、タヌキやフェレットあるいはヘビなどがいるがどうしたらよいか、野生化したハトが増え、糞や羽毛などで環境が悪化したというような相談もありました。高病原性鳥インフルエンザが問題になったときには、ハトが路上で死んでいる、カラスが何羽も死んでいる等、心配になった区民からの問い合わせや相談が数多く寄せられました。

その一方で、犬同伴での公園への立ち入りやドッグラン(9)の設置希望など、ペットが家族の一員であることを認め、その環境を整えてほしいという要望も数多く寄せられています。

(区に寄せられる飼い主のマナーの苦情等は資料表1参照)

### 第3節 杉並区の対策の現状

#### ① 普及啓発事業

- ・ペットの適正飼養について広報や区公式ホームページへの掲載
- ・動物との接し方や飼い方などをわかりやすく解説した「動物通信」を区立小学校の全5年生や区民へ配布
- ・啓発小冊子「愛犬のしおり」を犬の登録時等に配布
- ・公園でのマナー啓発小冊子を犬同伴ができる区立公園で配布
- ・インストラクターによる「犬のしつけ方教室」の開催  
杉並保健所生活衛生課主催(年1回、参加者40人程度)  
公園緑地課主催(年4回、参加者各回30人程度)  
「犬とともにだちはじめて教室」(年4回、合計40人)

などを実施しています。

#### ② 苦情・要望・相談対応

動物に関する苦情・要望・相談については、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」という。）、東京都動物の愛護及び管理に関する条例（以下「都条例」という。）、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」に基づき、飼い主を特定し、電話や注意文書の送付、訪問指導などにより、適正飼養について注意と助言を行っています。

犬に関する苦情等のうち放飼い<sup>(10)</sup>については、犬の登録、狂犬病予防注射が狂犬病予防法等で飼い主に義務化されており、登録なく繫留<sup>けいりゅう</sup>されていない犬に対しては、行政による捕獲・収容措置がとられることとなります。しかし、糞尿<sup>ふん</sup>の後始末や放飼い、鳴き声など飼育マナーに関わるものについては、法的な強制力がないため、飼い主の理解・協力が得られない場合には、根本的な解決に至らない場合も多く、大きな課題となっています。

### ③ 飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業

猫に関しては、「飼い猫」なのか「飼い主のいない猫」なのかの区別が難しいこと、また、「飼い主のいない猫」については、責任の所在が不明確なことのため、根本的な解決策が見出しにくい現状にあります。

そこで杉並区では、飼い主のいない猫を減らすため、杉並区動物対策連絡会<sup>(11)</sup>（以下「動物対策連絡会」という。）の報告に基づき、平成 16 年度から「飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業<sup>(12)</sup>」を開始し、地域の中で適正に管理されている飼い主のいない猫に対し、識別標識であるピアス装着と不妊去勢等の処置を施す事業を進めています。平成 16 年度の不妊去勢手術実績は 58 頭、17 年度の手術予定頭数は 80 頭であり、合計で約 140 頭に不妊去勢処置を実施することとなります。しかし、飼い主のいない猫の全体の数から見て、こ

れではまだまだ十分とはいえません。不妊去勢事業は、飼養放棄や無責任な餌やりを減らすための啓発活動とともに、飼い主のいない猫を減らすための有効な方法のひとつであり、今後さらにこの事業への取組みを拡充する必要があります。

#### ④ 震災時対策

杉並区では、防災対策の基本となるものとして「杉並区地域防災計画」を定め、その中で震災時における動物救護対策についても規定しています。また、東京都獣医師会杉並支部（以下「獣医師会」という。）と平成14年12月に「災害時の動物に関わる救護活動に関する協定」を締結しました。これらの計画や協定に基づき、災害時には最大5ヵ所の負傷動物救護所を震災救援所に立ち上げ、負傷した動物に対する応急処置等や区内67ヵ所の震災救援所に同行避難<sup>(13)</sup>した動物の管理指導を行うこととしています。

#### ⑤ 狂犬病等の予防事業

狂犬病<sup>(14)</sup>に関しては、法令等に基づき狂犬病予防定期注射事業<sup>(15)</sup>や指導等を行っています。その他、人と動物の共通感染症<sup>(16)</sup>（以下「共通感染症」という。）について、小冊子による啓発活動を行っています。

## 第2章 共生の社会づくりに向けて

人と動物との関係には非常に長い歴史があります。長い年月を経て動物たちは、人々の暮らしの中になくてはならないものになってきました。かつては主に使役用や家畜用として飼育されてきた動物も、人々の暮らしが向上し、ゆとりが生まれるようになるとともに、その種類や数を増やし、<sup>あいがん</sup>愛玩用として飼われる動物も増えてきました。

また、盲導犬や介助犬などの身体障がい者補助犬<sup>(17)</sup>やわん

わんパトロール隊<sup>(18)</sup>など、犬が社会的に認められるような活動を行っている例もあります。

そして現在では、動物の命の大切さや動物愛護についての理解が浸透することで、コンパニオンアニマル<sup>(19)</sup>などと呼ばれるようになり、動物の福祉という面も大切にしながら、家族の一員のように生涯を共に暮らし、パートナーとして大切にしていこうとする人々が増えてきています。

動物に対する考え方がこのように変化してきたことには、様々な要因が考えられます。

ひとつには、社会の高齢化、核家族化、少子化などにより、高齢単身世帯、子どもがいない世帯やひとりっ子世帯が増えていることを背景に、犬や猫をはじめ様々な種類の動物たちと共に暮らす人々が増えてきたことです。

また、都市化の進展により、近隣の人間関係が希薄になっていることから、その代償を動物たちに求めるケースも増えています。屋内飼育の増加などで、より密接に過ごす時間が多くなったことにより、動物たちが一層身近に感じられることもあるでしょう。

さらに近年では、動物とのふれあいを通じた関係が、子どもたちの心の教育や人間の精神・肉体に良好な効果をもたらすことが科学的にも立証されつつあり、教育的にも医学的にも注目されてきています。

## 第1節 共生を阻む背景と原因

### ① 背景

杉並区のような都市の住宅地では、比較的狭い地域の中にたくさんの人と動物が生活しており、動物に関しても、近隣公害型のトラブルが多くなっています。都市部のコミュニティの希薄さや動物に対する考え方や価値観の多様化とも相ま

って、地域の中での解決が難しいケースが多く、その内容も複雑化・深刻化しています。また、これらに対する行政の対応も決して十分なものとはいえない状況にありました。

## ② 原因

動物をめぐるトラブルの多くは、その大部分は最低限の飼育マナーが守られていれば解決へ向かうはずですが。また、猫などへの無責任な餌やりが近隣への迷惑を生むことや、野生動物への必要以上の関わりが異常繁殖など生態系を乱すことについて正しく理解することも、問題の解決につながる大切なことだといえます。大部分の飼い主は、きちんと飼育マナーを守り、自覚と愛情を持った飼い方をしています。しかしながら、ごく一部の飼い主や餌やりをする人達に最低限のマナーに対する理解や配慮が欠けているために、様々な問題が発生し、ひいてはそれが解決しがたい溝へと拡大してしまうのです。

## 第2節 問題解決の方向性

### ① 地域社会の一員として

これらの問題は、なにも動物についてだけに限るものではなく、都市で生活するすべてのことに共通するものです。自分の価値観や権利だけを主張するのではなく、他の人の価値観や権利を十分に尊重し、地域社会の一員としてできるだけ他人に迷惑をかけないという、一人ひとりの自覚と配慮がすべての人が住みやすい地域社会を実現することにつながってゆくのです。

### ② 地域における役割分担

そのためには、関係団体などと役割分担しつつ、区民の主体的な取組みを行政がサポートし、地域の中に広く動物愛護と問題解決の気運を生み出してゆくことが重要なことです。

### ③ 区民全体のルールづくり

子どもたちが小さなときから動物との関わりについて学ぶことは、命を大切に作る心、他者を尊重する心を育てる大切な取り組みです。義務教育期間中に動物の習性や扱い方を知り、動物を介して「飼育する場合は正しい飼い方で最後まで責任をもって面倒を見る」ということを学ぶことが不可欠であると考えます。

また、価値観の違いを認め合うためには、知識や経験等を共有することも大切なことです。飼い主に対してだけでなく、動物を飼っていない人や動物が苦手な人の立場も十分尊重しながら、様々な側面から啓発活動を積極的に展開し、動物との接し方や飼い方に関するルールを区民全体で共有できるようにすべきです。このような啓発活動をより効率的・効果的に行うため、動物愛護推進員<sup>(20)</sup>や町会、自治会、一般区民、動物取扱業者<sup>(21)</sup>等も参加したフォーラムや区全体として「動物との共生推進運動」を行うことも検討すべきです。

また、これらの施策に取り組む一方、法令やルールを守らない飼い主等に対しては、ペナルティを科してゆくことの検討も必要であると考えます。

## 第3節 教育機関等の役割

教育は、人間として生きてゆくために必要な知識を身につけるとともに、豊かな人間性を育て、培う場でもあります。その中で、動物について学ぶことは、命に対する慈しみの心と弱い者へのいたわりの心を育み、優しい気持ちを芽生えさせるきっかけとなります。

### ① 教育委員会の取り組み方針

杉並区では、「地方自治の究極は、まさにほかならぬ教育にある」との視点に立脚し、平成14年度に策定した「教育改

革アクションプラン <sup>(22)</sup>」において、「生命を大切にする教育の推進」を掲げています。これに基づき、平成 17 年度を「教育立区元年」と位置づけ、全区民一体となって明日を担う子どもたちを育てる取組みに着手しました。

## ② 教師の役割

動物を介した教育活動を実施するためには、教師自身が動物を理解し、正しい飼い方や扱い方を習得していることが前提となります。そうでなければ、一所懸命世話をしているにもかかわらず、それがかえって動物にストレスを与えることにもなりかねません。動物の立場も十分考慮した世話をすることが大切だということを教師自身が理解し、実践するとともに、そのことを子どもたちに教えていくことが重要です。こうした教育活動を通じて、子どもたちは、かけがえのない生命を感じることができ、それを大切にしようとする心が培われていくのです。

## ③ 教育現場での取組み

心の教育が社会でも大きな課題となっている今日、学校では、豊かな心を育てる教育の一環として、動物とのふれあいを取り入れた活動を実施しています。「教育改革アクションプラン」にもあるように、小動物の飼育や植物の栽培を通して、それらの育つ環境、成長の様子に関心をもつことで、生命がかけがえのないものであることを感じるとともに、自他の生命を尊重する教育を推進しています。

現在、杉並区のほぼ全ての幼稚園、小学校でウサギ、ニワトリ、モルモット、アヒルなどの小動物や昆虫が飼育されています。

## ④ 教育現場の問題点

こうした中で、学校で動物を飼育することについて様々な

課題も指摘されてきています。例えば、世話をする教職員や子どもが常時入れ替わる、夜間や休日、長期休業などには十分な世話ができないなど、動物を継続的に飼育することには不向きな面があります。また、世話をする体制が整わない、飼育に必要な予算が確保できない、教育活動に十分活かすことができないなど、前述の理念とはかけ離れた状況にあることも事実です。

#### ⑤ 小動物の飼育に関する委員会

学校での動物を介した教育に関する取組み指針を定め、飼育等に伴う様々な課題に取り組むため、校長・副校長・教師などの代表で構成される小動物の飼育に関する委員会を開催し、学校での小動物の飼育についての研究、研修、調査などを行っています。広く学校での取組み指針を提示するには至っていないのが現状です。

### 第3章 施策への取組方針

#### 第1節 施策の体系化・計画化

当懇談会で提示する各施策は例示的なものであり、具体的な課題解決に向けては、状況に応じて柔軟かつ適切に対応してゆく必要があります。

また各施策は、直ちに全てのものに取り組むことはできないので、体系立てて段階的に取り組み、それぞれが相互に連携し合うことで最大の効果が得られるようにすべきです。そのためには、統一的な進行管理のもとに、年次計画を定め、定期的に検証・見直しを行いながら、計画的に施策に取り組んでゆくことが必要です。

#### 第2節 施策実施体制

現在、動物問題についての公的な検討組織は当懇談会のほ

かに、動物対策連絡会、災害時の動物救護対策検討会及び小動物の飼育に関する委員会があり、このほかに狂犬病予防注射について、獣医師会の狂犬病予防注射検討委員会と杉並保健所生活衛生課との間で随時協議が行われています。

それぞれ個別に検討を進めているこれらの検討組織を、総合的なコントロールのもとに再編し、より効果的、効率的な組織体系とすべきであると考えます。

そのため、当懇談会の報告を具体化し、検証する（仮称）杉並区動物との共生具体化検討委員会（以下「共生具体化検討委員会」という。）を新たに設置し、動物虐待・遺棄問題や未登録犬に対する対策などを含め、動物施策について総合的な検討を進めてゆくことが必要です。そしてその調整のもとに、動物愛護推進員、獣医師、行政を構成員とする動物対策連絡会、獣医師及び行政を構成員とする災害時の動物救護対策検討会を置き、施策の具体化に向けた検討を行ってゆくことを提言します。

また、現在、区の行政組織の中で動物に関わる行政を所掌している部課は複数にまたがっており、それらが必ずしも相互に連携をとりながら動物施策を遂行しているとはいえません。この提言に基づいて施策を遂行してゆくには、関係機関が総合的な調整のもとに、有機的な連携をとり、効果的な事業実施体制を築いてゆくことが求められます。そのため、常設の調整機関として、本懇談会の事務局を中心とした関係部課による（仮称）動物施策調整会議を設置することが必要であると考えます。

### 第3節 施策の検証

各施策については、その進捗状況や実施結果を検証し、さらにその成果を継承・発展させていく必要があります。その

ための検証は前述の(仮称)動物施策調整会議が行い、さらにその結果を、共生具体化検討委員会に随時報告し、必要に応じて施策を見直してゆくことが必要です。

## 第4章 具体的施策の展開

### 第1節 総合的施策

動愛法、都条例等では、虐待防止や適正取扱などに関して罰則を定め、厳しく規定しています。

動愛法の立法趣旨などから、

- ・ 動物を飼う場合は、責任を持って適正に飼養すること
- ・ 動物を飼う場合は、周りに迷惑をかけないように努めること
- ・ 動物を飼う場合は、その動物を迷子にしないために身元標識を着けること

これらを徹底してゆくことが、人にとっても、動物にとっても、「健康で快適に生きてゆく権利」の拡大につながってゆくこととなります。

### 第2節 犬に関する施策

適正な飼養、基本的なしつけ、飼育マナーなどを広く啓発するとともに、個別の課題に取り組んでゆくことが大切です。当懇談会は、次の具体的な施策を行っていくことを提案します。

#### ① 飼養講習会事業

現在、杉並保健所生活衛生課や公園緑地課などが単独事業として行っている「犬のしつけ方教室」などの講習会等の事業を統合し、内容を拡充する必要があります。また、講習会受講者は、指定された公園に犬と一緒に入れる許可証を発行するなどの特典を付与すること等、受講動機を高める方策も

検討されるべきです。

## ② 動物取扱業者による啓発活動

平成 17 年 6 月、動愛法が改正され、動物取扱業（販売業や保管業＝ペットホテル等）については届出制から登録制になり（政令で定める日から施行）、登録業者に対し、登録番号を記した標識の掲示と事業所ごとに動物取扱責任者の選任と研修が義務づけられました。

この改正を受け、犬の飼い方、飼育マナー等についての啓発パンフレットを作成し、犬や猫等の購入時に配布することや、法令や飼い主指導などについての事業者講習を行い、受講事業者に対しては受講済の表示用ステッカーなどを配布するなど、普及啓発に関しての協力を求めるべきです。

## ③ 犬同伴での公園への立入りやドッグラン設置の検討

現在、区内の 5 つの公園（井草森公園、馬橋公園、蚕糸の森公園、塚山公園、柏の宮公園）を除くすべての公園で犬を連れての利用が禁止されています。しかし、区民からの要望が大きくなっている状況の中で、事前講習などによる利用マナーの徹底や、事故防止対策などの必要な条件整備が可能な公園については、犬を伴った立入り利用の是非について、検討を行っていく必要があります。また、同じ様に区民からの要望の強いドッグランの設置については、適当な候補地の確保、近隣住民の理解・協力、不測の事故防止対策、運営形態の検討など解決すべき課題は多いのですが、関係機関と協議し、設置に向けた検討を開始する必要があります。

## ④ 糞尿の放置対策

区民から苦情の絶えない犬の糞<sup>ふん</sup>の放置に対しては、現在、杉並区生活安全及び環境美化に関する条例<sup>(23)</sup>（以下「安全美化条例」という。）で既に罰則規定が設けられていますが、モ

デル地区内だけの適用である現行規定を条例改正し、区内全域の罰則適用について、共生具体化検討委員会において検討を開始する必要があります。

なお、現在、犬や猫の糞尿<sup>ふん</sup>の放置による悪臭、衛生悪化などに対して、罰金や氏名の公表などの罰則適用を求める声が大変強くなっています。犬を伴った入園が禁止されている公園や道路などでの汚物放置や、注意しても嫌がらせ的に門前などを汚されるといった悪質な事例が後を絶たない現状の中で、個人でのお願いや注意といったレベルでの解決は大変困難な状況になってきています。

先の区民意向調査アンケートでは、「共生のために区が進めるべきことは」との問いに対し、8項目から3つの選択肢を選ぶ設問において、「正しい飼い方をしない人にペナルティを科す」とした回答は37.4%でした。

その一方で、何らかの罰則を規定し、一定の行為を強権的に規制してゆくことには、その是非や効果に対する疑問の声など、必ずしも賛成の意見ばかりではありません。罰則は、直接区民の権利利益を規制することにつながるため、あくまでも補完的な対策であり、あるべき姿を実現するための「最後の手段」だからです。また実際の適用に当たっては、区民への周知が十分行われていることが最低限必要なことです。

現在、安全美化条例において、公共の場所における犬の糞<sup>ふん</sup>の放置に対する罰則が規定されていますが、これは同条例に規定する「生活安全・環境美化推進モデル地区（以下「推進モデル地区」という。）」内に限られており、現時点で推進モデル地区の指定はなく、適用されていません。

動物に関わる問題については、ある程度強い規範が求められているにもかかわらず、区市町村レベルでの罰則規定が少

ない現状は、住民意識が未だに罰則の一般化にまで及んでいないことを裏付けています。

さらに、区内全域で違反行為を取り締まり、罰則適用をするためには、新たな人的・物的な体制を整え、条件整備を図ることも必要になってきます。

これらのことを考え合わせると、当懇談会では、当面、新たな罰則規定を設けるのではなく、飼育マナーの徹底に向けた取組みをさらに強化するとともに、罰則については安全美化条例に定める推進モデル地区の指定等により対処することとし、区民の十分なコンセンサスが得られ、区の体制が整えられる時期まで罰則の一般規定化は見送り、3年を目途として引き続き検討を進めていくことが必要であると考えます。

#### ⑤ 狂犬病予防接種事業

狂犬病予防法では、飼養する犬を登録することや狂犬病予防注射を受けさせることは法律上の義務とされ、これに違反した場合には、飼い主に対して罰則（20万円以下の罰金）が規定されています。狂犬病の流行・蔓延<sup>まんえん</sup>を未然に食い止めるためには、予防注射の接種率向上が喫緊<sup>きつじん</sup>の課題とされており、飼い主に対する登録・接種の周知・指導をさらに強化する必要があります。

杉並区では、これまで集合注射方式で実施してきた定期狂犬病予防接種事業を、区民の利便性向上と衛生確保などの観点から、獣医師会の協力を得て17年度に動物病院方式<sup>(24)</sup>に変更しました。今後、これについての検証を行いながら、接種率向上のためのより効果的な事業実施の方法について検討を進めてゆく必要があります。

#### ⑥ 身体障がい者補助犬について

盲導犬や介助犬などの身体障がい者補助犬については、未

だ社会的に広く認知されているとはいえず、必ずしも活躍する環境が十分に整えられているとはいえない状況にあります。これらの犬が社会的に認知され、公共的な交通機関や飲食店、旅館等の利用が円滑にできるような環境を整えることも必要であると考えます。

### 第3節 猫に関する施策

猫の問題の多くは、飼い主の有無に関わらず、屋外にいる猫から発生しています。また、糞尿<sup>ふん</sup>や鳴き声など人との関係の問題だけでなく、事故や感染症などの危険にさらされることなどが原因で、屋内飼育の猫と比較して屋外猫はかなり短命であるといわれています。屋外猫を減らすためには、飼い主が、猫の生態などを理解し、終生飼養・屋内飼育等の責務を果たすことが不可欠です。その上で、捕獲収容ではなく、地域の協力を得ながら正しい飼い方の普及や繁殖制限などの取組みを推進していくことが重要です。

#### ① 飼い主等への啓発事業

当面の取組みとして、屋内飼育、身元表示<sup>(25)</sup>、不妊去勢手術、終生飼養の徹底について、あらゆる機会をとらえて普及啓発してゆくことが求められます。パンフレットや冊子などの作成と配布、広報やホームページなどの活用によるきめ細かな情報提供を行い、飼い主の責務について自覚を促すことはもちろん、これまで行われてこなかった飼い主を対象とした講習会を開催し、猫の上手な飼い方や医学的な情報提供のほか、屋内飼育、身元表示、不妊去勢手術、終生飼養について、直接理解を求めることで、適正飼養についての徹底を図ることが大切です。

また、啓発用プレートも、すべて行政が作成するのではなく、小中学生や区民などから標語やイラストを募集し、より

人々の注意をひきつけ、訴求力のあるものを作成し、配布するなど、従来の取組みにあたっては創意工夫をしてゆくことが必要です。

## ② 飼い猫の登録制

①で述べた普及啓発に努める一方、区内における飼い猫の実態を把握するとともに、自覚と責任をもった飼養を促進し、<sup>いっそう</sup>逸走や災害時などでの個体識別<sup>(26)</sup>を容易にするため、共生具体化検討委員会において猫の登録制<sup>(27)</sup>について検討を開始することが必要です。ただし、猫の登録制については、当懇談会における議論の中で、少数の反対意見がありました。今後、それらに配慮するとともに、区民の意識と理解状況を十分勘案しながら、段階的、計画的に進めてゆく必要があると考えます。当面、18年度に区の現状や他自治体の状況等について調査・研究を実施した上で、平成19年度に任意登録制を実施し、その結果等を検証しながら、21年度の義務化を目標に検討を行うことが適当と考えます。将来的には、犬の登録制度と同様に、登録の義務化と併せて、無登録の飼い主に対する罰則をも視野に入れた検討が必要です。

ただし、猫の登録については、あくまでも飼い主の自覚と責務を徹底し、併せて、<sup>いっそう</sup>逸走時や災害時等での猫の個体識別を容易にするためのもので、犬の場合のように狂犬病予防を前提とした捕獲・処分につながるものではありません。また、例えばマイクロチップ<sup>(28)</sup>の装着や迷子札付首輪の交付など、登録することに伴う特典付与などの登録促進策についても考える必要があります。

## ③ 飼い主のいない猫対策

当面の取組みとして、現在実施中の「飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業」については、その効果を検証しな

がらさらに拡充してゆく必要があります。

また、様々な立場から飼い主のいない猫をめぐる意見交換を行い、相互理解を進めるため、地域ごとのフォーラムを開催することも検討すべきです。

さらに、「飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業」に申請しているグループと自治会など地域団体とのネットワーク化を進め、活動地域の点から面への広がりを図り、地域で自主的に問題解決できるような体制づくりが望ましいと考えます。

次に、長期的取組みとして、飼い主のいない猫に対して無責任に餌を与え続けるだけの場合については、罰則も含めて規制してゆく方向で考えざるを得ない状況となっています。実態調査の実施や周知徹底を図りながら体制整備を進め、罰則の規定化に向けて、共生具体化検討委員会において検討を開始することが必要です。

このように、

- ・ 飼い主のいる猫の対策
- ・ 飼い主のいない猫の対策
- ・ 無責任な餌やり規制

に体系的に取り組むことで、それらが相乗効果となって、「猫の適正飼養のあり方」の実現への道づくりになるものと考えます。

#### 第4節 子どもと動物の環境づくり

家庭や教育機関、地域などが協力し、子どもたちが動物に親しみを覚えられるような場を設け、動物との接し方を自然に身につけられるような環境づくりが重要です。

- ① 土・日曜日の校庭や公園等子どもたちが参加しやすい時間帯や場所を選び、動物の講習会を開催したり、飼育の手伝い

を動物公園等で行ったり、動物に関する学習発表の場を設けるなど、人と動物との関わりを身近に感じ、学習できるような場づくりが大切です。

#### ② 教育機関での飼育条件の整備

まず、学校ごとに飼育実態を調査し、今後の目標と方策を策定し、飼育小屋、餌、医療の確保など飼育動物が生活してゆけるための諸条件や予算上の手当ても含めて、管理・飼養責任を全うできる体制を確立することが急務です。

また、飼育動物担当教員を対象に飼育方法等についての研修の充実が不可欠です。

#### ③ 具体的取組みの提案

飼育小屋での飼育にこだわらず、飼育条件が整うまでは当面飼育しないという選択やハムスターのような小動物をクラス単位で飼育するなど、それぞれの学校が動物との関わりを工夫することが大切です。

これと併せて、教育委員会で協力校を指定し、動物介在教育<sup>(29)</sup>の方法を研究することなど、学校ごとにこれまで実施してきた様々な取組みを充実させ、それをより継続的に推進してゆくための取組みについても考える必要があります。

#### ④ 小動物の飼育に関する委員会の活性化

これまでの委員会活動に加え、各教育機関が行っている独自の取組みや工夫、研究についての発表の場を設けるなど、教育現場で活用されるようなより具体的な取組みについての情報発信について考える必要があります。

### 第5節 馬など大型動物とのふれあい

当懇談会は、馬などの大型動物を、人と動物との共生のシンボルとして、動物愛護精神の普及に活用できないか、意見交換を行いました。

近年、障がい者や高齢者などが動物とふれあうことで癒<sup>いや</sup>しの効果を得るアニマル・セラピーが、注目を集めています。特に、馬やポニーを使った乗馬療法は、精神面だけでなく、身体的なりハビリ治療のひとつとしても、世界各国で研究され、実践されています。

当懇談会は、これらの障がい者や高齢者などが、馬やポニーとのふれあい体験や乗馬体験などができる機会を設けることについても、検討を進めてゆくことを提案します。

## 第6節 集合住宅でのルールづくり支援

マンションなど集合住宅におけるペット飼養に関しては、一定の空間に人と動物が密度高く、集合的に暮らすことから、鳴き声や臭い、衛生管理などで問題が顕在化し易く、管理規約において飼育禁止を規定している集合住宅が多くみられます。

一方、平成15年度に内閣府が行った世論調査では、集合住宅において、「一定のルールを守れば飼ってもよい」とする人も含めて約60%の人が飼育許容の回答をしています。昭和61年度の同じ設問に対する回答の割合である約40%と比較すると約20ポイント高い結果となっています。逆に、「飼ってはいけない」とする人の割合は、昭和61年度調査で約51%であったのに比較して、平成15年度では約37%と全体の半数を下回っています。この調査結果は、集合住宅でのペットの飼育を許容する人の割合が増えていることのひとつの現われと考えられます。

また、既に民間マンションなどでペット仕様の住宅が人気を集めていますが、阪神淡路大震災での震災復興住宅などで「ペットの飼える公営集合住宅」を設置したり、都市基盤整備公団がペット共生型の賃貸住宅を整備するなど、公的住宅において

も次第にペットの飼育を許容する動きが出てきています。

集合住宅においてペットの飼育を許容するかどうかは、それぞれの集合住宅の管理の問題として規約に定められるのが普通ですが、今後さらに予想されるペット飼育需要の増加などを考慮すると、各集合住宅が飼育許容の選択肢をとる場合についての支援策を講じてゆくことが求められます。

具体的には、

- ・ 集合住宅での動物の適正な飼い方やルールづくりの推進に関する普及・啓発
- ・ ルールづくりの取組みなどに対し、先行事例の紹介やモデル規約などの必要な情報提供

などの支援策に取り組む必要があります。

## 第7節 ペット新税

### ① 課税自主権の拡充

平成12年の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、区市町村において従来の法定外普通税に加えて法定外目的税<sup>(30)</sup>の創設が可能となり、地方公共団体の課税自主権の拡充が図られました。この制度改正に基づき、様々な自治体で新税が導入されてきています。こうした新税の導入は、必ずしも財源確保という目的だけでなく、それぞれの分野における課題解決に向けた有力な方策のひとつとして注目されています。

当懇談会では、ペット問題に対する施策のひとつとして、法定外目的税としてのペット新税について討論しました。

### ② 従来の「畜犬税」

これまでわが国では、昭和30年度には2,700近くの自治体で法定外普通税としていわゆる「畜犬税<sup>(31)</sup>」が導入されていましたが、徴税コストや課税客体の把握などの問題や課税を

避けるための飼養放棄で野犬が増加したことなどから、昭和57年3月を最後にすべての自治体で廃止されてきた経緯があります。

### ③ 新税の検討

しかし、前述したようにペットをめぐる問題は大きな社会問題化しており、「畜犬税」が多くの自治体で導入されていた当時とは社会状況が大きく異なっています。より複雑化、深刻化してきている現状の中で、この問題の解決のためには、一定の社会資源を投入し、重点的な対策を講じてゆくことが求められています。

こうした状況の中で、意識啓発対策や飼育環境の整備など動物愛護施策の充実に新税を活用することも選択肢のひとつとして検討に値するものと考えます。新税の必要性・導入の是非をはじめ、犬の登録手数料との関係、課税客体、税率、目的財源の使途などについて、広く区民の意識調査や意見聴取などを行いながら、調査・研究を進めてゆくことを提言します。

## 第8節 共通感染症対策

### ① 共通感染症の現状

共通感染症は、狂犬病やレプトスピラ、オウム病など数多く知られていますが、高病原性鳥インフルエンザ、エキノコックス、SARS(重症急性呼吸器症候群)や、ウエストナイル熱等これまで日本ではあまり見られなかった感染症が次々にマスコミなどで報道され、改めて共通感染症の発生を予防することがいかに重要かを再認識させられるような状況にあります。

### ② 狂犬病対策

わが国は、最も死亡率の高い共通感染症である狂犬病の蔓延<sup>まんえん</sup>を予防する為に、狂犬病予防法に基づき、登録・予防注射・

捕獲・飼い方指導等の制度を整備し、対策事業に取り組んできた結果、昭和 32 年より世界でも数少ない狂犬病無発生国になっています。しかし、現在も世界各地で多くの人々が狂犬病に感染し、亡くなっている現状の中で、いつ日本に再上陸しても不思議ではない状況にあるといわれており、一層の対策の充実が求められます。

区は、17 年度から実施している定期集合予防注射方式についての検証を行いながら、より効果的な事業実施方法の検討を進めてゆく必要があります。併せて、犬の飼い主に対する登録・予防接種についての周知・徹底や指導・摘発などの対策を強化してゆくべきです。

#### ③ その他の共通感染症

その他の共通感染症については、小冊子等による啓発活動を行っています。しかし、野生動物や輸入動物の飼育によるペットの多様化や交通機関の発達により、馴染みの少ない病気の発生や蔓延まんえんの危険性が高くなってきており、その対策が急がれます。

#### ④ 情報提供体制

人と動物の共生を達成するため、共通感染症の情報を収集し、地域に発信する体制を整備することが必要です。また、動物飼養者に対し、共通感染症の知識・動物の適正飼養・正しい動物との接し方の知識を普及し、知識不足のために起こる安易な飼育放棄を防止することにも努めなければなりません。

#### ⑤ 検討組織

共通感染症に関する情報交換と発生時における対応体制等必要な事項について検討するために、関係行政機関及び獣医師などで構成する検討組織を設けることを提案します。

## 第9節 災害対策

### ① 動物の被災対策

災害時であっても動物を守らなければなりません。平成7年の阪神・淡路大震災では未曾有の被害がもたらされましたが、約9,000頭の犬と猫も被災しました。また、平成16年の新潟県中越地震では住民が避難後、取り残された飼い犬や猫の映像が印象的でした。こうした非常時には、平常時以上に動物たちの存在が人の心を支え、うるおいと安らぎを与えてくれたといわれています。防災対策の一環として、命あるものとしての動物の災害時救護対策が求められます。

### ② 杉並区の対策方針

区では、震災時のペットの避難について、飼い主がペットをケージに入れたりリード等でつないで震災救護所に避難することを呼びかけ、そのための条件整備を進めているところですが、多くの動物が避難区民と共に震災救護所で共存するためには、動物のしつけ、感染症の予防、避難する動物の種類や避難場所などについて早急に検討することが必要です。また、災害時の動物救護対策検討会において、区としての対応策を検討し、その結果に基づいた対策の充実が求められます。しかし、災害時にあっても、飼い主自身が動物の飼育に責任を持つという飼い主責任の考え方が徹底していなければ、現場での混乱が予想されます。

### ③ 災害時の身元表示

災害時には、飼い主自身の被災などでその管理下から離れ、行方の分からなくなった動物が多数出ることが予想されます。そこで、東京都動物愛護相談センターやボランティア団体等と連携し、それらの動物の把握と身元確認方策や飼い主への情報提供のシステムづくりに向けた検討を早急に進めていか

なければなりません。

そのためには、ペットが登録され、身元表示がされていることが前提となりますので、今後、災害時の動物対策の見地からも、登録制や身元表示の普及について考えてゆかなければなりません。

## 第5章 「(仮称) 動物との共生に関する条例」

### 第1節 条例の理念

動物をめぐる一つひとつの取組みが、共生社会づくりを目指す理念に合流し、大きな流れとなっていかなければ、せっかくの取組みも成果はあまり期待できないものとなってしまいうでしょう。

共生社会づくりには、区民全体の共通理解を得ながら、地域ぐるみで取り組んでゆくことが最も大切なことです。そのためには、地域の構成員一人ひとりが共生社会づくりのルールが存在を認識し、納得し、理解できるような規範が不可欠です。

当懇談会は、共生社会の理念、地域の中での役割分担、共生のルールなどについて、条例で規定し、規範として宣言することが、区を挙げた共生社会づくりのためには必要不可欠であると考えます。

### 第2節 条例の規定内容

条例の規定内容は、共生社会づくりに向けた規範を定める趣旨から、

#### ① 条例の目的

条例の制定趣旨・目的を明らかにする。

#### ② 基本理念

共生社会の基本理念を宣言する。

③ 飼い主、関係機関、団体等の責務

共生のための遵守義務、共生社会づくりに向けての役割分担を明確化する。

④ 共生に向けた諸施策

飼い主のいる動物、飼い主のいない動物、本来野生であるべき動物について、それぞれ個別にきめ細かに検討し、実施する施策を規定する。また、懇談会報告の具体化に向けた継続的な検討を行うための組織を設置する。

等を規定する必要があります。

また、状況の変化に適時・的確に対応できるよう、条例の内容を3年ごとに見直す仕組みとすることが必要です。

## 第6章 調和のとれた共生社会を目指して

### ～あるべき共生社会の姿

身近な動物をめぐる問題は、まさに私たち自身の生き方の問題であり、地域社会のあり方の反映でもあります。この問題に真摯<sup>しんし</sup>に取り組み、解決してゆくことができるかどうか、地域社会の自治機能が試されているといえます。

当懇談会は、地域を挙げた取組みと地域社会の一員としての権利と義務に対する健全な理解と実行をとおして、人も動物も共に健やかに暮らしてゆける杉並、そして、希薄になりがちな都市のコミュニティを再生し、子どもたちや障がいのある方、お年寄りにも、温かく、住みよい杉並をつくることを提言します。

## 用語解説

	用語	解説
1	登録犬 17,000頭	狂犬病予防法（狂犬病の発生を予防し、その蔓延 <sup>まんえん</sup> を防止すること目的にした法律）では、犬の所有者は区市町村への登録義務と、交付された鑑札をその犬につけておくことを義務づけており、その登録義務に基づいて現在杉並区に登録されている犬の数
2	未登録犬 約 15,000頭	平成17年度杉並区区民意向調査による犬の飼養世帯率から推計した犬の数
3	飼い猫・野良猫の推計数	猫は登録制がないので、平成10年、東京都が都内10区域で猫の調査を行い、その数値を基に都内全域の飼育頭数を推計しており、その結果から杉並区内の頭数を推計したもの
4	東京都動物愛護相談センター	狂犬病予防法、動愛法、都条例等に基づいて、犬の捕獲、負傷動物の収容、犬又は猫の引取り・譲渡、動物の適正飼養及び保管等動物に関する全てを所管するため設置された東京都の施設
5	平成17年度杉並区区民意向調査	毎年、区民の意識やニーズを把握し、施策に反映させるために実施しているアンケート調査。平成17年度では「人と動物との共生」についての調査項目があります。
6	<sup>こうしょう</sup> 咬傷事故	都条例では、犬が人を咬んだ <sup>か</sup> 事故を起こした場合、飼い主に24時間以内の知事への届出、狂犬病の疑いの有無について、事故発生から48時間以内に獣医師の検診を受けさせることを義務づけています。
7	無責任な餌やり	近隣環境への配慮を欠き、不妊去勢手術を施さないまま、ただ「可愛そう」というだけで餌を与え、その結果、「可愛そうな猫」がますます増えていく状況を考えない行為。また、ハト・カラス・アライグマなどの野生動物に餌を与え、本来の習性を損 <sup>そと</sup> なわせ、周囲に迷惑をかける餌やりのこと。
8	飼い主のいない猫	いわゆる「野良猫」のことですが、もともと飼い猫であったものが飼養放棄等で野生化し、繁殖したもので、杉並区ではこのような猫を、「飼い主のいない猫」と表記することとしています。
9	ドッグラン	一定の区域を囲い込むなどして、犬が引き綱（リード）なしで自由に運動などができるようにした施設。近年、都市部での開設が多くなっています。愛犬家のNPOなどが行政と協働で管理し、しつけ方教室を開催したりするところもあります。
10	放飼い	都条例では、犬を柵 <sup>さく</sup> などの囲いの中か、つないで飼養すること、犬を公共の場所で移動・運動させる場合にも犬を綱等で保持することを義務付け、違反した場合は拘留又は科料に処するとしています。

11	杉並区動物対策連絡会	平成15年5月、杉並区における動物に関わる問題について協議するとともに、「人と動物との共生」を目指す活動を行うため設置され、動物愛護推進員、獣医師と保健所職員を構成員とした会議で、平成15年9月に「杉並区における猫の適正飼育と飼い主のいない猫対策」を提言しています。
12	飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業	杉並区動物対策連絡会の提言に基づき、平成16年8月から実施している事業で、地域の理解を得て、飼い主のいない猫を適正に管理（ex.エサ場の清掃、フンの始末、近隣の理解等）する活動を行うグループが、猫の不妊去勢手術をしようとする場合、その費用を獣医師会の協力により区が負担する制度
13	同行避難	災害時に飼い主（被災者）が動物をケージ等に収容して、震災救援所へ避難することをいいます。保管場所等は各震災救援所ごとに決められ、各動物の飼育は飼い主責任で行うことが基本です。
14	狂犬病	狂犬病ウイルスを持つ哺乳類や鳥類に咬まれたりして、その傷口から感染する病気です。現在でも治療法がなく、発症した場合の死亡率がほぼ100%という恐ろしい病気です。
15	狂犬病予防定期注射事業	杉並区では、毎年4月に行なわれる狂犬病予防定期注射事業を、平成17年度から動物病院方式に改め、接種日時の拡大を図るとともに、実施場所を屋外の集合会場から獣医師会会員診療施設とするなど、接種機会の拡大と医療行為時の衛生確保を図りました。平成18年度もほぼ同様の方式で行うことを区と獣医師会で合意しています。
16	人と動物の共通感染症	ヒトと動物との間で、相互に感染する病気で、「人畜共通感染症」、「動物由来感染症」などとも呼ばれています。日本では主なものとして30種類以上が、また世界中では数百種類が知られています。病原体は、細菌、ウイルス、寄生虫、原虫、真菌などさまざま、診断・治療も病原体により異なります。よく知られたものとして、狂犬病、日本脳炎、オウム病、トキソプラズマ症などがあります。最近では、SARSや高病原性鳥インフルエンザ、狂牛病など新たな対策が必要な感染症が発生し、問題となっています。
17	身体障がい者補助犬	身体障害者補助犬法により規定されている盲導犬・介助犬・聴導犬で、不特定多数の人が利用する施設（官公庁、ホテル、レストラン等）への同伴が法的に認められました。身体障がい者補助犬である旨の表示・健康手帳・認定証の携帯が義務付けられています。
18	わんわんパトロール隊	杉並区の承認を得て、犬の散歩時などに防犯・安全パトロール活動をする団体
19	コンパニオンアニマル	伴侶や家族のような関係で飼育されている動物のこと。「伴侶動物」、「ファミリーアニマル」などとも呼ばれます。特

		に、人間と動物の精神的な結びつきに注目して、ペットと区別する場合にこのように呼ばれることが多いようです。
20	動物愛護推進員	動愛法に規定された適切な活動を通じて、行政と民間との協働、都民との連携等により地域の動物愛護推進と動物との調和のとれた共生社会の実現のため、動物の愛護及び適正な飼養の推進について熱意と見識を有する人で、東京都から委嘱された人のこと。
21	動物取扱業者	動愛法に規定された動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む）等を行う業者のこと。
22	教育改革アクションプラン	杉並区の基本構想である21世紀ビジョンと杉並区教育委員会が策定した「教育目標」、「基本方針」及び「杉並の教育を考える懇談会提言」などを踏まえ、未来を担う子どもたちが、楽しく学び、思いやりの心とたくましく生きる力を育むことのできる教育の推進及び区民一人ひとりの生涯にわたる学習、文化、スポーツ活動の推進を図るため、学校教育と社会教育を相互に関連させながら施策を体系化し、実行すべき施策の計画目標を定めたもの。
23	杉並区生活安全及び環境美化に関する条例	平成15年10月1日施行で、タバコのポイ捨て禁止等が規定されていますが、第4条で「自己の所有し、又は飼養（保管を含む。）する犬のふんをみだりに公共の場所に放置してはならない」と規定しています。
24	動物病院方式	狂犬病予防定期注射を区内のいくつかの指定会場及び指定日時に実施する集合会場方式に対して、各動物病院を会場として3週間の期間中に実施し、即日に注射済票を交付できる方式をいいます。
25	身元表示	飼い主が、自らその動物の飼い主であることに対する責任を明らかにするため、また動物が逸走したり迷子になったりした場合、飼い主を特定できるよう、動物に首輪の装着やタトゥーなどで身元を表示すること。日本では、犬において鑑札による身元表示が義務付けられている他、動愛法等では、動物の所有者は身元表示をすることを努力義務としています。また海外では、動物に半永久的な身元表示としてマイクロチップの注入を義務付けている国が増えています。
26	個体識別	動物の飼養者を明らかにするために、動物に名札、首輪、マイクロチップの装着などの標識をつけ、個体ごとの識別をできるようにすること。
27	猫の登録制	犬の登録制のように、飼い主や猫の名前、種類、特徴などを登録しておくこと。

28	マイクロチップ	皮下に埋込み型の直径約 2 mm×長さ約 11 mm の電子標識器具で、一般の注射と同様の方法で体内に注入します。耐久性は 30 年以上で、故障や破損事故の報告等はありません。読取器で個体識別番号を読み取ることにより、個体識別が容易にできます。現在、特定外来生物はマイクロチップによる個体識別処置が義務付けられています。また、輸入される犬、猫はマイクロチップで個体識別されていると、係留期間が短縮されます。また、これを装着すると、逸走時などでの身元等の確認が容易にできるようになります。
29	動物介在教育	動物を教材とすることで、生命の尊重、思いやりの気持ちなどの非言語コミュニケーションの発達や学習意欲の向上などを目的とした教育のこと。
30	法定外目的税	平成 12 年 4 月に施行された地方分権一括法によって初めて認められた地方税の一種で、地方公共団体が独自に条例で定め、徴収した税の使い道が特定の行政目的に定められているもの。山梨県河口湖町の遊魚釣り税、東京都のホテル税、三重県の産業廃棄物税、豊島区の狭小住戸集合住宅税、放置自転車等対策推進税などがあります。
31	畜犬税	市町村が自治大臣の許可を受けて設ける法定外普通税。昭和 30 年には全国 2,686 の自治体で課税していましたが、昭和 57 年 3 月、長野県四賀村を最後に廃止されました。

資料編

表1 区に寄せられた動物に関する苦情・要望・相談数一覧

苦情・相談の種類別		13年度	14年度	15年度	16年度
生活衛生課	放飼い・野犬	29	35	36	39
	汚物・汚水	51	42	78	75
	悪臭	4	3	8	11
	鳴き声	45	70	60	66
	失踪・迷い込み	368	310	235	207
	その他	13	5	18	20
	犬 小計	510	465	435	418
	放飼い	0	0	0	0
	汚物・汚水	126	145	168	158
	悪臭	8	5	2	15
	鳴き声	3	8	2	8
	失踪・迷い込み	131	88	131	101
	その他	102	117	150	131
	猫 小計	370	363	453	413
合計		880	828	888	831
区政相談課	放飼い・野犬			7	13
	汚物・汚水			5	17
	悪臭			1	0
	鳴き声			3	3
	失踪・迷い込み			0	1
	その他			19	9
	犬 小計			35	43
	放飼い			1	0
	汚物・汚水			13	15
	悪臭			1	2
	鳴き声			0	0
	失踪・迷い込み			0	0
	その他			8	8
	猫 小計			23	25
合計				58	68
犬猫以外の動物				6	10
合計				64	78

公園緑地課	犬	放飼い・野犬	10	12	16	12
		汚物・汚水	12	12	16	14
		公園への連込み	22	13	6	20
		ブラッシング	3	1	3	1
		ドッグラン要望	0	1	2	0
		その他	2	4	6	2
		小計	49	43	49	49
	猫	餌やり	8	6	21	11
		汚物・汚水	17	9	11	9
		猫小屋	0	10	6	1
		捨て猫	2	3	2	3
		死体	4	7	3	4
		その他	0	2	0	1
		小計	23	37	43	29
	鳥	巣	80	76	73	68
		餌やり	2	0	1	1
		死体	3	0	0	2
		鳴き声	0	0	0	0
		ゴミあさり	4	0	0	0
		小計	89	76	74	71
	鳩	餌やり	8	0	7	8
		フン	0	1	2	1
		死体	0	0	0	1
		小計	8	1	9	10
	他	うさぎ	1	0	0	0
		ハムスター	0	1	0	0
		カエル	0	0	0	3
		小計	1	1	0	3
	合計		170	158	175	162
	総計		1,050	986	1,127	1,071

※区政相談課における13・14年度分は未集計につき不明

**表 2** 東京都及び杉並区の犬の登録頭数の推移

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
東京都	322,315	335,828	352,807	372,841	393,333
増率(%)	—	1.04	1.05	1.06	1.06
杉並区(A)	14,625	15,339	15,756	16,383	16,887
増率(%)	—	1.05	1.03	1.04	1.03

**表 3** 杉並区における狂犬病予防注射（注射済票交付数）と接種率の推移

	注射済票交付数 (B)	再交付数	合計	接種率(B/A)
14年度	11,112	13	11,125	70.53
15年度	11,499	16	11,525	70.19
16年度	12,046	10	12,056	71.33
17年度 (9月末現在)	11,622	8	11,630	—

**表 4** 東京都動物愛護相談センターの取扱件数(杉並区内から収容した動物)

杉並区	成犬	子犬	成猫	子猫	うさぎ等	合計
13年度	132	2	65	265	1	465
14年度	97	1	44	245	0	387
15年度	104	5	61	321	0	491
16年度	63	0	17	266	2	348

**表 5** 杉並区における動物死体処理件数

杉並区	犬	猫等	合計
14年度	99	1,339	1,438
15年度	90	1,489	1,579
16年度	87	1,362	1,449

表6 23区 畜犬登録数と世帯・人口比率

	畜犬 登録数	世帯数	100世帯 当り頭数	順位	人口	100人 当り頭数	順位	
千代田	761	18,692	4.07	20	38,865	1.96	22	千代田
中央	1,345	44,289	3.04	23	85,061	1.58	23	中央
港	5,195	89,446	5.81	8	170,745	3.04	4	港
新宿	5,932	163,474	3.63	22	298,617	1.99	21	新宿
文京	4,585	91,055	5.04	14	182,653	2.51	13	文京
台東	4,189	80,260	5.22	11	163,598	2.56	9	台東
墨田	5,268	100,996	5.22	11	223,894	2.35	14	墨田
江東	8,965	179,699	4.99	15	404,481	2.22	17	江東
品川	7,200	169,058	4.26	18	335,161	2.15	19	品川
目黒	7,125	133,400	5.34	10	254,867	2.80	8	目黒
大田	19,311	311,359	6.20	4	662,732	2.91	6	大田
世田谷	26,207	420,108	6.24	3	830,536	3.16	1	世田谷
渋谷	5,830	112,144	5.20	13	201,436	2.89	7	渋谷
中野	7,118	172,385	4.13	19	312,515	2.28	16	中野
杉並	16,383	279,493	5.86	7	529,872	3.09	2	杉並
豊島	5,435	138,588	3.92	21	251,007	2.17	18	豊島
北	6,848	158,063	4.33	17	326,884	2.09	20	北
荒川	4,707	84,516	5.57	9	186,804	2.52	12	荒川
板橋	12,047	250,664	4.81	16	524,477	2.30	15	板橋
練馬	20,760	303,724	6.84	2	677,548	3.06	3	練馬
足立	18,206	262,182	6.94	1	623,562	2.92	5	足立
葛飾	10,865	181,319	5.99	5	427,674	2.54	11	葛飾
江戸川	16,415	274,842	5.97	6	642,547	2.55	10	江戸川
	220,697	4,019,756			8,355,536			

(平成16年3月末現在)

表7 「動物通信」のバックナンバー

No.	発行年月	内 容
I	6年9月	社会と共に生きる住みよい環境を求め [人畜共通伝染病（狂犬病）・飼育・動物トピックス]
II	7年9月	社会と共に生きる住みよい環境を求め [人畜共通伝染病（狂犬病）・飼育・動物トピックス]
III	8年9月	社会と共に生きる住みよい環境を求め [人畜共通伝染病（狂犬病）・飼育・動物トピックス]
IV	9年9月	学校飼育動物のトラブルと対策 [動物の身になって考えよう（ウサギ・モルモット・ハムスター・ニワトリ・セキセイインコ）]
V	10年9月	しつけ [いつも、いっしょにいたいな・荒れる犬・モラル]
VI	11年9月	ペットを迎えるとき～選び方のコツ [飼うための条件・犬選びのポイント・猫選びのポイント・動物病院へのかかり方]
VII	12年9月	すぎなみ家の動物たち [保護者のみなさまへ・動物たちの大切な1年のはじまり・犬や猫の健康を守るワクチン接種と予防・お知らせ]
VIII	13年9月	いざというときのために [災害が起こる前に・日ごろの準備・三宅島の動物たち]
IX	14年9月	ペットと暮らすルールと病気 [「しつけ」の基本・人畜共通感染症・ペットの登録・こんなときは?]
X	15年9月	災害に備えて家庭で準備すること [ペットと共に災害を考える・いろいろな準備～基本的なしつけ・病気と予防注射・防災訓練・非常持ち出し袋・飼い主を明らかに]
XI	16年9月	人のために働く犬たち [盲導犬・聴導犬・介助犬・警察犬・麻薬探知犬・災害救助犬]
XII	17年10月	年をとった動物とのつきあい方 [長生きになった理由・長生きの秘訣・年老いたら・私たちの役割]

# 動物の愛護及び管理に関する法律（抄）

〔昭和四十八年十月一日法律第五号〕

最終改正：平成17年6月22日法律第68号

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵（かん）養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

### （基本原則）

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

### （普及啓発）

第三条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。

### （動物愛護週間）

第四条 ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、九月二十日から同月二十六日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

## 第二章 動物の適正な飼養及び保管

### 第一節 総則

#### （動物の所有者又は占有者の責務等）

第五条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物を適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持つように努めなければならない。

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずるように努めなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

#### （動物販売業者の責務）

第六条 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるように努めなければならない。

#### （地方公共団体の措置）

第七条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について、動物の所有者又は占有者に対する指導その他の必要な措置を講ずることができる。

### 第三節 周辺の生活環境の保全に係る措置

第十五条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、前二項の規定による勧告又は命令に関し、必要な協力を求めることができる。

### 第四節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

第十六条 地方公共団体は、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、条例で定めるところにより、動物の所有者又は占有者が動物の飼養又は保管に関し遵守すべき事項を定め、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物の飼養について許可を必要とする等により制限し、当該動物の所有者又は占有者その他関係者に対し、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるべきことを命じ、必要があると認めるときは、その職員に、当該動物の所有者又は占有者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、当該動物の飼養状況を調査させる等動物の飼養及び保管に関し必要な措置を講ずることができる。

### 第五節 動物愛護担当職員

（犬及びねこの引取り）

第十八条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）

その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。この場合において、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又はねこを引き取るべき場所を指定することができる。

- 2 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその捨得者その他の者から求められた場合に準用する。
- 3 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市、中核市及び第一項の政令で定める市の長を除く。）に対し、第一項（前項において準用する場合を含む。第五項及び第六項において同じ。）の規定による犬又はねこの引取りに関し、必要な協力を求めることができる。
- 4 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする公益法人その他の者に犬及びねこの引取りを委託することができる。
- 5 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項の規定により引取りを求められた場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。
- 6 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第一項の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

（犬及びねこの繁殖制限）

第二十条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

- 2 都道府県等は、第十八条第一項の規定による犬又はねこの引取り等の際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

(動物愛護推進員)

第二十一条 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- 三 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。
- 四 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。

第五章 罰則

第二十七条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに給餌(じ)又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行つた者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、三十万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳(ほ)類、鳥類又は爬(は)虫類に属するもの

## 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律について

動物愛護管理法の一部を改正する法律は、平成17年6月22日に公布されました（法律第68号）。法律の施行は、公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日となります。改正の概要は以下のとおりです。

### 1. 基本指針及び動物愛護管理推進計画の策定（第5条、第6条）

- 1.[1]環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するため、基本的な指針を定めることとなります。
- 2.[2]都道府県は当該指針に即して、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画を定めることとなります。

### 2. 動物取扱業の適正化（第10条～第24条）

#### （1）「登録制」の導入

- 1.[1]現行の届出制を登録制に移行し、悪質な業者について登録及び更新の拒否、登録の取消し及び業務停止の命令措置が設けられます。
- 2.[2]登録動物取扱業者について氏名、登録番号等を記した標識の掲示が義務付けられます。

#### （2）「動物取扱責任者」の選任及び研修の義務付け

- 1.[1]事業所ごとに「動物取扱責任者」の選任が義務付けられます。
- 2.[2]「動物取扱責任者」に、都道府県知事等が行う研修の受講が義務付けられます。

#### （3）動物取扱業の範囲の見直し

動物取扱業として、新たに、インターネットによる販売等の施設を持たない業が追加されます。また、「動物との触れ合いの機会の提供」が含まれることが明確化されます。

#### （4）生活環境の保全上の支障の防止

動物の管理方法等に関して、鳴き声や臭い等の生活環境の保全上の支障を防止するための基準の遵守が義務付けられます。

### 3. 個体識別措置及び特定動物の飼養等規制の全国一律化

#### （第7条、第26条～第33条）

- 1.（1）人の生命等に害を加えるおそれがあるとして政令で定める特定動物について、個体識別措置が義務付けられます。なお、その他の動物について、その所有者を明らかにするための措置（努力規定）の具体的内容を環境大臣が定めることとなります。
- 2.（2）特定動物による危害等防止の徹底を図るため、その飼養又は保管について全国一律の規制（許可制）が導入されます。（現行制度は、必要に応じた条例規制）

### 4. 動物を科学上の利用に供する場合の配慮（第41条）

動物を科学上の利用に供する場合に、「科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適

切に利用することに配慮するものとする」が加えられます。（現在は、「できる限りその動物に苦痛を与えない方法」と規定）

## 5. その他

1. [1]学校等における動物愛護の普及啓発：動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を推進するため、教育活動等が行われる場所の例示として、「学校、地域、家庭等」と明記されます（第3条）。
2. [2]動物由来感染症の予防：動物の所有者等の責務規定として、「動物に起因する感染性の疾病の予防のために必要な注意を払うよう努めること」が追加されます（第7条）。
3. [3]犬ねこの引取り業務の委託先：都道府県知事等が実施する犬又はねこの引取りについて、「動物の愛護を目的とする団体」が委託先になりうることが明記されます（第35条）。
4. [4]罰則：登録制への移行、特定動物の飼養等規制の全国一律化等に伴い設けられた措置に関し、必要に応じて罰則が設けられます（第45条～第50条）。愛護動物に対する虐待等について、罰金を30万円以下から50万円以下に強化されます（第44条）。
5. [5]検討条項：この改正法の施行後5年を目途として、必要に応じて所要の措置を講ずる旨の検討条項が設けられます（附則第9条）。

## 狂犬病予防法（抄）

〔昭和二十五年八月二十六日法律第二百四十七号〕

最終改正：平成17年5月18日法律第42号

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

#### （適用範囲）

第二条 この法律は、次に掲げる動物の狂犬病に限りこれを適用する。ただし、第二号に掲げる動物の狂犬病については、この法律の規定中第七条から第九条まで、第十一条、第十二条及び第十四条の規定並びにこれらの規定に係る第四章及び第五章の規定に限りこれを適用する。

#### 一 犬

二 猫その他の動物（牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及びあひる（次項において「牛等」という。）を除く。）であつて、狂犬病を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるもの

2 犬及び牛等以外の動物について狂犬病が発生して公衆衛生に重大な影響があると認められるときは、政令で、動物の種類、期間及び地域を指定してこの法律の一部（前項第二号に掲げる動物の狂犬病については、同項ただし書に規定する規定を除く。次項において同じ。）を準用することができる。この場合において、その期間は、一年を超えることができない。

3 都道府県知事は、当該都道府県内の地域について、前項の規定によりこの法律の一部を準用する必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

#### （狂犬病予防員）

第三条 都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるもののうちから狂犬病予防員（以下「予防員」という。）を任命しなければならない。

2 予防員は、その事務に従事するときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の求めにより、これを呈示しなければならない。

### 第二章 通常措置

#### （登録）

第四条 犬の所有者は、犬を取得した日（生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては、区長。以下同じ。）に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。

4 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地（犬の所在地を変更したときにあつては、その犬の新所在地）を管轄する市町村長に届け出なければならない。

5 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について所有者の変更があつたときは、新所有者は、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

6 前各項に定めるもののほか、犬の登録及び鑑札の交付に必要事項は、政令で定める。

#### （予防注射）

第五条 犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。）は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。

2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

#### （抑留）

第六条 予防員は、第四条に規定する登録を受けず、若しくは鑑札を着けず、又は第五条に規定する予防注射を受けず、若し

くは注射済票を着けていない犬があると認めるときは、これを抑留しなければならない。

- 2 予防員は、前項の抑留を行うため、あらかじめ、都道府県知事が指定した捕獲人を使用して、その犬を捕獲することができる。
- 3 予防員は、捕獲しようとして追跡中の犬がその所有者又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。但し、その場所の看守者又はこれに代るべき者が拒んだときはこの限りでない。
- 4 何人も、正当な理由がなく、前項の立入を拒んではならない。
- 5 第三項の規定は、当該追跡中の犬が人又は家畜をかんだ犬である場合を除き、都道府県知事が特に必要と認めて指定した期間及び区域に限り適用する。
- 6 第二項の捕獲人が犬の捕獲に従事するときは、第三条第二項の規定を準用する。
- 7 予防員は、第一項の規定により犬を抑留したときは、所有者の知れているものについてはその所有者にこれを引き取るべき旨を通知し、所有者の知れていないものについてはその犬を捕獲した場所を管轄する市町村長にその旨を通知しなければならない。
- 8 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を二日間公示しなければならない。
- 9 第七項の通知を受け取つた後又は前項の公示期間満了の後一日以内に所有者がその犬を引き取らないときは、予防員は、政令の定めるところにより、これを処分することができる。但し、やむを得ない事由によりこの期間内に引き取ることができない所有者が、その旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。
- 10 前項の場合において、都道府県は、その処分によつて損害を受けた所有者に通常生ずべき損害を補償する。

（輸出入検査）

第七条 何人も、検査を受けた犬等（犬又は第二条第一項第二号に掲げる動物をいう。以下同じ。）でなければ輸出し、又は輸入してはならない。

- 2 前項の検査に関する事務は、農林水産大臣の所管とし、その検査に関する事項は、農林水産省令でこれを定める。

### 第三章 狂犬病発生時の措置

（届出義務）

第八条 狂犬病にかかった犬等若しくは狂犬病にかかった疑いのある犬等又はこれらの犬等にかまれた犬等については、これを診断し、又はその死体を検案した獣医師は、厚生労働省令の定めるところにより、直ちに、その犬等の所在地を管轄する保健所長にその旨を届け出なければならない。ただし、獣医師の診断又は検案を受けない場合においては、その犬等の所有者がこれをしなければならない。

- 2 保健所長は、前項の届出があつたときは、政令の定めるところにより、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の報告を受けたときは、厚生労働大臣に報告し、且つ、隣接都道府県知事に通報しなければならない。

（隔離義務）

第九条 前条第一項の犬等を診断した獣医師又はその所有者は、直ちに、その犬等を隔離しなければならない。ただし、人命に危険があつて緊急やむを得ないときは、殺すことを妨げない。

- 2 予防員は、前項の隔離について必要な指示をすることができる。

（公示及びけい留命令等）

第十条 都道府県知事は、狂犬病（狂犬病の疑似症を含む。以下この章から第五章まで同じ。）が発生したと認めるときは、直ちに、その旨を公示し、区域及び期間を定めて、その区域内のすべての犬に口輪をかけ、又はこれをけい留することを命じなければならない。

（殺害禁止）

第十一条 第九条第一項の規定により隔離された犬等は、予防員の許可を受けなければこれを殺してはならない。

（死体の引渡し）

第十二条 第八条第一項に規定する犬等が死んだ場合には、その所有者は、その死体を検査又は解剖のため予防員に引き渡さなければならない。ただし、予防員が許可した場合又はその引取りを必要としない場合は、この限りでない。

(検診及び予防注射)

第十三条 都道府県知事は、狂犬病が発生した場合において、そのまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、期間及び区域を定めて予防員をして犬の一せい検診をさせ、又は臨時の予防注射を行わせることができる。

(病性鑑定のための措置)

第十四条 予防員は、政令の定めるところにより、病性鑑定のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、犬等の死体を解剖し、又は解剖のため狂犬病にかかった犬等を殺すことができる。

2 前項の場合においては、第六条第十項の規定を準用する。

(費用負担区分)

第二十三条 この法律の規定の実施に要する費用は、次に掲げるものを除き、都道府県の負担とする。

第一 国の負担する費用

第七条の規定による輸出入検疫に要する費用（輸出入検疫中の犬等の飼養管理費を除く。）

第二 犬等の所有者の負担する費用

一 第四条の規定による登録の手續に要する費用

二 第五条及び第十三条の規定による犬の予防注射の費用

三 第六条及び第十八条の規定による犬の抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用

四 第七条の規定による輸出入検疫中の犬等の飼養管理費

五 第八条の規定による届出に要する費用

六 第九条の規定による隔離及び指示により行つた処置に要した費用

(処分等の行為の承継人に対する効力)

## 第五章 罰則

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条の規定に違反して検疫を受けない犬等（第二条第二項の規定により準用した場合における動物を含む。以下この条及び次条において同じ。）を輸出し、又は輸入した者
- 二 第八条第一項の規定に違反して犬等についての届出をしなかつた者
- 三 第九条第一項の規定に違反して犬等を隔離しなかつた者

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条の規定に違反して犬（第二条第二項の規定により準用した場合における動物を含む。以下この条において同じ。）の登録の申請をせず、鑑札を犬に着けず、又は届出をしなかつた者
- 二 第五条の規定に違反して犬に予防注射を受けさせず、又は注射済票を着けなかつた者
- 三 第九条第二項に規定する犬等の隔離についての指示に従わなかつた者
- 四 第十条に規定する犬に口輪をかけ、又はこれをけい留する命令に従わなかつた者
- 五 第十一条の規定に違反して犬等を殺した者
- 六 第十二条の規定に違反して犬等の死体を引き渡さなかつた者
- 七 第十三条に規定する犬の検診又は予防注射を受けさせなかつた者

## 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

〔平成14年5月28日環境省告示第37号〕

### 第1 一般原則

- 1 家庭動物等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養保管に責任を負う者として、動物の生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等を終生飼養するように努めること。
- 2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、及び生活環境を害することがないように責任をもって飼養及び保管に努めること。

### 第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (2) 家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養保管されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養保管されている動物をいう。
- (3) 管理者 情操の涵養及び生態観察のため飼養保管する動物及びその飼養保管のための施設を管理する者をいう。

### 第3 飼養及び保管に当たっての配慮

- 1 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該動物の生態習性及び生理に関する知識の修得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境・家族構成の変化も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないように努めること。
- 2 特に、家畜化された動物ではない野生動物等については、一般にその飼養保管のためには当該動物の生態、習性及び生理に即した特別の飼養保管のための諸条件を整備し、維持する必要があること、譲渡が難しく飼養の中止は容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種が含まれていること等を、その飼養に先立ち慎重に検討すべきであること。さらに、こうした動物は、ひとたび逸走等により自然生態系に移入された場合、生物多様性の保全上の問題が生じるおそれが大きいことから、飼養者の責任は重大であり、その点を十分自覚する必要があること。

### 第4 共通基準

#### 1 所有の明示

家庭動物等の所有者は、その責任の所在を明らかにし、逸走した家庭動物等の発見を容易にするため、名札、脚環、マイクロチップ等を装着するなど、動物の種類を考慮して、容易に脱落、消失しない適切な方法により、その所有する家庭動物等が自己の所有であることを明らかにするための措置を講じるよう努めること。

#### 2 健康及び安全の保持

所有者等は、下記事項に留意し、家庭動物等に必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。

- (1) 家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に飼料及び水の給与を行うこと。
- (2) 疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により速やかに適切な措置を講ずること
- (3) 所有者等は、適正な飼養保管に必要なときは、家庭動物等の種類、習性及び生理を考慮した飼養保管施設（以下「飼養施設」という。）を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内の適切な温度、湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、衛生状態の維持に配慮すること。

#### 3 生活環境の保全

- (1) 所有者等は、自らが飼養保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を、損壊し、又はふ

ん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。

(2) 所有者等は、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生昆虫等の発生の防止を図り、周辺的生活環境の保全に努めること。

#### 4 適正な飼養数

所有者等は、その飼養保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。

#### 5 繁殖制限

所有者は、その飼養保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

#### 6 動物の輸送

所有者等は、家庭動物等の輸送に当たっては、下記事項に留意し、動物の健康及び安全並びに動物による事故の防止に努めること。

(1) 家庭動物等の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選択するとともに、輸送時においては必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。

(2) 家庭動物等の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法をとるとともに、輸送に用いる容器等は、動物の安全の確保及び動物の逸走を防止するために必要な規模及び構造のものを選定すること。

(3) 輸送中の家庭動物等に適切な間隔で給餌及び給水するとともに、適切な温度、湿度等の管理、適切な換気の実施等に留意すること。

#### 7 動物に起因する感染性の疾病に係る知識の修得等

(1) 所有者等は、その所有し、又は占有する家庭動物等に起因する感染性の疾病について、動物販売業者が提供する情報その他の情報をもとに、獣医師等十分な知識を有する者の指導を得るなどにより、正しい知識を持ち、その飼養保管に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなど自らへの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。

(2) 家庭動物等に接触し又は家庭動物等の排泄物を処理したときは、手指等の洗浄を十分行い、必要に応じ消毒を行うこと。

#### 8 逸走防止等

所有者等は、下記事項に留意し、家庭動物等の逸走の防止のための措置を講ずるとともに、万が一に逸走した場合は、自らの責任において速やかに捜索し捕獲すること。

(1) 飼養施設は、家庭動物等の逸走の防止のために配慮した構造とすること。

(2) 飼養施設の点検等、逸走の防止のための管理に努めること。

#### 9 危害防止

所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等を飼養保管する場合には、下記事項に留意し、逸走の防止等、人身事故の防止に万全を期すこと。

(1) 飼養施設は、動物が脱出できない構造とすること。

(2) 飼養施設は、飼養に当たる者が、危険を伴うことなく作業ができる構造とすること。

(3) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある動物の脱出時の措置についてあらかじめ対策を講じ、脱出時の事故の防止に努めること。

(4) 所有者等は、飼養施設を常時点検し、必要な補修を行うとともに、施設の確認をするなど逸走の防止のための管理に万全を期すこと。

(5) 捕獲等のための機材を常備し、当該機材については常に使用可能な状態で整備しておくこと。

(6) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等が飼養施設から脱出した場合には、速やかに関係機関への通報を行うとともに、近隣の住民に周知し、脱出した動物の捕獲等を行い、家庭動物等による事故の防止のため必要な措置を講ずること。

## 10 緊急時対策

所有者等は、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定めるとともに、移動用の容器、非常食の準備等、避難に必要な準備を行うよう努めること。非常災害が発生したときは、速やかに家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めること。

## 第5 犬の飼養及び保管に関する基準

### 1 放し飼い防止

犬の所有者等は、柵等で囲まれた自己の所有地、屋内等その他の人の生命、身体若しくは財産に危害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのない場所において飼養保管する場合を除き、犬の放し飼いを行わないこと。

### 2 けい留

犬の所有者等は、犬をけい留する場合には、けい留されている犬の行動範囲が道路又は通路に接しないように留意すること。

### 3 しつけ及び訓練

犬の所有者等は、適当な時期に、飼養目的等に応じ、人の生命、身体若しくは財産に危害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないよう、適正な方法でしつけを行うとともに、特に所有者等の制止に従うよう訓練に努めること。

### 4 犬の所有者等は、犬を道路等屋外で運動させる場合には、下記事項を遵守するよう努めること。

- (1) 犬を制御できる者が原則として引き運動により行うこと。
- (2) 犬の突発的な行動に対応できるよう引綱の点検及び調節等に配慮すること。
- (3) 運動場所、時刻等に十分配慮すること。

5 犬の所有者は、やむを得ず犬を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該犬を譲渡するように努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県知事等（法第18条第1項に規定する都道府県知事等をいう。）に引取りを求めると。

6 犬の所有者は子犬の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないように努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

## 第6 ねこの飼養及び保管に関する基準

1 ねこの所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。

2 ねこの所有者等は、ねこの疾病の感染防止、不慮の事故防止等健康と安全の保持の観点から、屋内飼養に努めるものとし、屋内飼養以外の方法により飼養する場合には、屋外での疾病の感染、不慮の事故防止等健康と安全の保持に十分な配慮を行うこと。

3 ねこの所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、原則として、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講ずること。

4 ねこの所有者は、やむを得ずねこを継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該ねこを譲渡するように努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県知事等（法第18条第1項に規定する都道府県知事等をいう。）に引取りを求めると。

5 ねこの所有者は、子ねこの譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないように努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう

努めること。

#### 第7 学校、福祉施設等における飼養及び保管

- 1 管理者は、動物の飼養保管が、獣医師等十分な知識と飼養経験を有する者の指導のもとに行われるよう努め、本基準の各項に基づく適切な動物の飼養保管及び動物による事故の防止に努めること。
- 2 管理者は、飼養保管する動物に対して飼養に当たる者以外の者からみだりに食物等を与えられ、又は動物が傷つけられ、若しくは苦しめられることがないよう、その予防のための措置を講じるよう努めること。

#### 第8 その他

所有者等は、動物の逸走、放し飼い等により、野生動物の捕食、在来種の圧迫等の自然環境保全上の問題が生じ、人と動物との共生に支障が生じることがないように十分な配慮を行うこと。

#### 第9 準用

第2 の(2) に規定する目的以外の目的で飼養及び保管される犬又はねこについては、当該動物の飼養保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。

## 東京都動物の愛護及び管理に関する条例（抄）

〔昭和54年10月27日条例第81号〕

最終改正 平成15年3月14日

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この条例は、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、都民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もつて人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 動物 人の飼養(保管を含む。以下同じ。)する動物で、ほ乳類、鳥類及びひは虫類に属するものをいう。
- 二 特定動物 ライオン、わし、わにその他の危険な動物で、東京都規則(以下「規則」という。)で定めるものをいう。
- 三 飼い主 動物の所有者(所有者以外の者が飼養する場合は、その者を含む。)をいう。
- 四 動物取扱業 次に掲げる行為を業として行う目的で、施設を設置して動物を飼養することをいう。ただし、国又は地方公共団体が飼養する場合を除く。
  - イ 動物の販売
  - ロ 動物の貸出し
  - ハ 動物の一時預かり
  - ニ 動物の訓練又は調教
  - ホ 動物の輸出又は輸入
  - ヘ 動物の美容又は装飾
  - ト その他規則で定める行為
- 五 施設 動物を飼養するための工作物その他規則で定める物をいう。

#### （都の責務）

第三条 都は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五号。以下「法」という。)及びこの条例の目的を達成するため、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた基本的かつ総合的な施策を策定し、都民と協力して、実施するよう努めるものとする。

#### （区市町村の協力）

第四条 知事は、法及びこの条例の目的を達成するため、特別区及び市町村に対し、必要な協力を求めることができる。

#### （都民の責務）

第五条 都民は、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、動物の愛護に努めるとともに、都が行う施策に協力するよう努めなければならない。

#### （飼い主等の責務）

- 第六条 飼い主は、動物の本能、習性等を理解するとともに、命あるものである動物の飼い主としての責任を十分に自覚して、動物を適正に飼養するよう努めなければならない。
- 2 飼い主は、周辺環境に配慮し、近隣住民の理解を得られるよう心がけ、もつて人と動物が共生できる環境づくりに努めなければならない。
  - 3 動物の所有者は、動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするよう努めなければならない。
  - 4 動物の所有者は、動物を終生飼養するよう努めなければならない。
  - 5 動物の所有者は、動物を終生にわたり飼養することが困難となつた場合には、新たな飼い主を見つけるよう努めなければ

ならない。

(飼い主になろうとする者の責務)

第六条の二 飼い主になろうとする者は、動物の本能、習性等を理解し、飼養の目的、環境等に適した動物を選ぶよう努めなければならない。

## 第二章 動物の適正な飼養等

(動物飼養の遵守事項)

第七条 飼い主は、動物を適正に飼養するため、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 適正にえさ及び水を与えること。
- 二 人と動物との共通感染症に関する正しい知識を持ち、感染の予防に注意を払うこと。
- 三 動物の健康状態を把握し、異常を認めた場合には、必要な措置を講ずること。
- 四 適正に飼養できる施設を設けること。
- 五 汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を常に清潔にすること。
- 六 公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷させないこと。
- 七 異常な鳴き声、体臭、羽毛等により人に迷惑をかけないこと。
- 八 逸走した場合は、自ら捜索し、収容すること。

(ねこの飼い主等の遵守事項)

第八条 ねこの飼い主は、他人に迷惑をかけないように飼養するよう努めなければならない。

2 ねこの所有者は、ねこを屋外で行動できるような方法で飼養する場合には、感染症を予防し、及びみだりに繁殖することを防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(犬の飼い主の遵守事項)

第九条 犬の飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 犬を逸走させないため、犬をさく、おりその他の囲いの中で飼養し、又は人の生命若しくは身体に危害を加えるおそれのない場所において、固定した物に綱若しくは鎖で確実につないで飼養すること。ただし、次のイからニまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - イ 警察犬、盲導犬等をその目的のために使用する場合
  - ロ 犬を制御できる者が、人の生命、身体及び財産に対する侵害のおそれのない場所並びに方法で犬を訓練する場合
  - ハ 犬を制御できる者が、犬を綱、鎖等で確実に保持して、移動させ、又は運動させる場合
- 二 その他逸走又は人の生命、身体及び財産に対する侵害のおそれのない場合で、規則で定めるとき。
- 二 犬をその種類、健康状態等に応じて、適正に運動させること。
- 三 犬に適切なしつけを施すこと。
- 四 犬を飼養している旨の標識を、施設等のある土地又は建物の出入口付近の外部から見やすい箇所に掲示しておくこと。

(特定動物等の飼い主の遵守事項)

第十条 特定動物、人の生命若しくは身体に危害を加えたことのある犬又は人に感染するおそれのある有害な病原体に汚染されている動物(以下「特定動物等」という。)の飼い主は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 特定動物等の行動に常に注意を払うとともに、定期的に施設等を点検すること。
- 二 地震、火災等の非常災害時における特定動物等を逸走させないための対策を講じておくこと。

## 第四章 特定動物の飼養

(特定動物の飼養許可)

第二十五条 特定動物を飼養しようとする者は、あらかじめ、その種類ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が設置し、及び管理する施設内で飼養する場合
- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学が設置し、及び管理する施設内で試験又は研究のた

#### めに飼養する場合

- 三 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四条の二第一項に規定する特定機能病院が設置し、及び管理する施設内で試験又は研究のために飼養する場合
  - 四 獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設内で診療のために飼養する場合
  - 五 搬送のために都内を通過する場合
  - 六 前各号に掲げる場合のほか、規則で定める場合
- 2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 一 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - 二 飼養の目的
  - 三 動物の種類及び数
  - 四 施設の所在地及び設置場所
  - 五 施設の規模及び構造
  - 六 飼養の作業に従事する者に関する事項
  - 七 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 前項の申請書には、施設の所在地付近の見取図、施設の構造及び規模を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。
- 4 知事は、第一項の許可をするに当たつては、特定動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するために必要な限度において、一年を下らない有効期間その他の条件を付することができる。

#### 第五章 動物の引取り、収容等

##### (犬又はねこの引取り)

- 第三十四条 知事は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められた場合において、当該所有者が継続して飼養することができないことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、これを引き取るものとする。
- 2 知事は、前項の規定により犬又はねこを引き取るときは、日時、場所その他これを引き取るために必要な指示をすることができる。
- 3 知事は、所有者の判明しない犬又はねこの引取りを、その拾得者から求められた場合において、当該犬又はねこを引き取ることがやむを得ないと認めるときは、これを引き取るものとする。

##### (犬の収容)

- 第三十五条 知事は、飼い主が第九条第一号の規定に違反したため、逸走している犬があるときは、その職員をしてこれを収容させることができる。
- 2 職員は、収容しようとしている犬がその飼い主又はその他の者の土地、建物、船舶又は車両内に入った場合において、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所(人の住居を除く。)に立ち入ることができる。

##### (負傷した犬、ねこ等の収容等)

- 第三十六条 知事は、道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、又は負傷している犬、ねこ又は規則で定める動物(以下「犬、ねこ等」という。)を発見した者から通報があつた場合において、その所有者が判明しないときは、これを収容するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により犬、ねこ等を収容したときは、治療その他必要な措置を講ずるものとする。

##### (公示等)

- 第三十七条 知事は、所有者の判明しない犬、ねこ等を引き取り、又は収容したときは、当該動物の種類、収容等の日時、場所その他必要な事項を二日間公示するものとする。
- 2 知事は、第三十五条第一項の規定により収容した犬の所有者が判明しているときは、その所有者に対し、通知を受けた日から二日以内にこれを引き取るべき旨を通知するものとする。

3 知事は、所有者が第一項の公示期間満了の後二日以内に当該動物を引き取らないとき、及び所有者が前項の通知到達後二日以内に当該犬を引き取らないときは、これを処分することができる。

(譲渡)

第三十八条 知事は、第三十四条第一項及び第三項、第三十五条第一項並びに第三十六条第一項の規定により引き取り、又は収容した犬、ねこ等を、その飼養を希望する者で、適正に飼養できると認めるものに譲渡することができる。

2 前項の規定による譲渡を求める者は、あらかじめ、その旨を知事に申し出なければならない。

(野犬の駆除)

第三十九条 知事は、野犬(飼い主のいない犬をいう。以下同じ。)が人の生命、身体若しくは財産を侵害し、又は侵害するおそれのある場合で、通常の方法によつては収容することが著しく困難であると認めるときは、一定の区域及び期間を定め、薬物等を使用して、これを駆除することができる。

2 知事は、前項の規定により野犬を駆除しようとするときは、当該区域及びその付近の住民に対して、あらかじめ、その旨を周知させるものとする。

(人と動物との共通感染症の調査等)

第四十条 知事は、人と動物との共通感染症に関し、調査及び研究を行うとともに、その防疫措置について必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

## 第六章 緊急時の措置等

(緊急時の措置)

第四十一条 飼い主は、その飼養する特定動物等が逸走したときは、直ちに、知事及び警察官にその旨を通報するとともに、当該特定動物等を捕獲するなど、人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

2 知事は、前項の通報があつた場合又は飼い主が直ちに判明しない特定動物等が逸走した場合で、人の生命、身体又は財産に対する急迫の侵害のおそれがあると認めるときは、その職員をして、当該特定動物等を捕獲し、又は殺処分させることができる。

(事故発生時の措置)

第四十二条 飼い主は、その飼養する動物が人の生命又は身体に危害を加えたときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、事故発生の時から二十四時間以内に、知事に届け出なければならない。

2 犬の飼い主は、その犬が人をかんだときは、事故発生の時から四十八時間以内に、その犬を狂犬病の疑いの有無について獣医師に検診させなければならない。

(措置命令)

第四十三条 知事は、動物が人の生命、身体若しくは財産を侵害したとき、又は侵害するおそれがあると認めるときは、当該動物の飼い主に対し、次の各号に掲げる措置を命ずることができる。

- 一 施設を設置し、又は改善すること。
- 二 動物を施設内で飼養すること。
- 三 動物に口輪をつけること。
- 四 動物を殺処分すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、必要な措置

(報告及び検査等)

(動物愛護推進員)

第四十六条 知事は、動物の愛護及び適正な飼養の推進について熱意と識見を有する都民のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 前項の動物愛護推進員は、法第二十一条第一項に規定する動物愛護推進員とする。

3 動物愛護推進員は、法第二十一条第二項に掲げるもののほか、次に掲げる活動を行う。

- 一 飼い主になろうとする者に対し、その求めに応じて、飼養の目的、環境等に適した動物の選び方に関する必要な助言をすること。
- 二 飼い主に対し、その求めに応じて、動物の適正な飼養方法に関する必要な助言をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定めること。

## 第八章 罰則

### (罰則)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十五条第一項の規定に違反して、知事の許可を受けずに特定動物を飼養した者
- 二 第四十三条の規定により命ぜられた同条第四号の措置を行わなかった者

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 三 第四十一条第一項の規定による通報をしなかった者
- 四 第四十二条第二項の規定に違反して、犬を獣医師に検診させなかった者
- 五 第四十三条の規定により命ぜられた同条第一号、第二号又は第三号の措置を行わなかった者

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、拘留又は科料に処する。

- 一 第九条第一号の規定に違反して、犬を飼養した者
- 二 第二十八条の規定に違反して、特定動物を施設の外へ出した者
- 三 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

### (両罰規定)

第五十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

## 杉並区生活安全及び環境美化に関する条例

〔平成十五年三月十七日条例第十五号〕

改正 平成16年10月12日条例第31号

### (目的)

第一条 この条例は、生活安全及び環境美化について必要な事項を定めることにより、生活安全及び環境美化に関する区民等及び事業者の意識の高揚に努め、その自主的な活動を支援するとともに、地域の犯罪の防止及び環境美化の促進を図り、もって安全で快適な杉並区（以下「区」という。）をつくることを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 区民等 区民（区内に居住する者をいう。以下同じ。）及び区内に滞在し、又は区内を通過する者をいう。
- 二 事業者 区内において、事業活動を行うものをいう。
- 三 関係行政機関 区の区域を管轄する警察署、消防署、国道及び都道の管理事務所その他の行政機関をいう。
- 四 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くすその他これらに類する物をいう。
- 五 空き缶等 飲料、食料等を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器をいう。
- 六 公共の場所 道路、公園、河川、駅前広場その他の公共の用に供する場所（屋外に限る。）をいう。
- 七 落書き 公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する建築物その他の工作物を、みだりに塗料等により汚損することをいう。

### (区の責務)

第三条 区は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施しなければならない。

- 一 区民等及び事業者の生活安全及び環境美化に関する意識の啓発
- 二 区民等及び事業者の行う生活安全及び環境美化に関する活動の支援
- 三 安全で快適な地域社会をつくるための環境の整備

### (区民等の責務)

第四条 区民等は、相互に協力して生活安全の確保及び環境美化の推進に努めるものとする。

2 区民等は、次に掲げる事項をしてはならない。

- 一 吸い殻等及び空き缶等をみだりに公共の場所に捨てること。
- 二 落書きをすること。
- 三 自己の所有し、又は飼養（保管を含む。）する犬のふんをみだりに公共の場所に放置すること。

3 区民等は、次に掲げる事項に努めなければならない。

- 一 公共の場所を歩行中（自転車乗車中を含む。）に喫煙をしないこと。
- 二 吸い殻入れが備え付けられていない公共の場所で喫煙をするときは、携帯用吸い殻入れを携帯し、これを使用すること。

4 区民等は、自動車（原動機付き自転車を含む。）及び自転車、家具、電気器具その他の粗大ごみをみだりに公共の場所に捨ててはならない。

5 区内の土地又は建築物（以下「土地等」という。）を所有し、又は管理するものは、当該土地等を不良な状態（みだりに草木を繁茂させ、又は廃棄物を放置すること等により、当該土地等の周辺に居住する者の健康の保持若しくは生活環境の保全又は防犯上支障を生ずるおそれのある状態をいう。以下同じ。）にしないように、適正に管理しなければならない。

6 区民等は、この条例の目的を達成するため、区及び関係行政機関が実施する施策に協力しなければならない。

### (事業者の責務)

第五条 事業者は、区内に有する事業所の周辺その他事業活動を行う地域において、生活安全の確保及び環境美化の推進に努めなければならない。

2 吸い殻等及び空き缶等の散乱の原因となるおそれのあるたばこ、飲料等の製造、加工、販売等を行う事業者は、吸い殻等及び空き缶等の散乱を防止するため、区民等に対する意識の啓発に努めなければならない。

3 空き缶等の散乱の原因となるおそれのある飲料、食料等の販売を行う事業者は、販売場所（自動販売機の設置場所を含む。）に空き缶等の回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

- 4 事業者は、看板、立札、ポスターその他これらに類する物をみだりに公共の場所に放置してはならない。
- 5 事業者は、この条例の目的を達成するため、区及び関係行政機関が実施する施策に協力しなければならない。  
(関係行政機関の責務)

第六条 関係行政機関は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するものとする。  
(区民の自主的な組織活動への支援)

第七条 区長は、生活安全の確保及び環境美化の推進に関する区民の自主的な組織活動を支援することができる。  
(安全な地域社会をつくるための環境の整備)

第八条 区長は、共同住宅、大規模な店舗その他の規則で定める建築物（以下「共同住宅等」という。）について、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に基づく確認申請を行おうとする建築主に対し、防犯設備の設置について、あらかじめ、当該共同住宅等の敷地を管轄する警察署と協議をするよう指導するものとする。

- 2 区長は、街路灯の整備その他の生活安全に係る環境の整備に努めなければならない。  
(ビラ等の散乱の防止等)

第九条 何人も、屋外広告物（第三項に掲げる文書図画を除く。）を掲出し、又はビラその他の宣伝用の物品（以下「ビラ等」という。）を配布するときは、まちの景観及び通行の安全を害してはならない。

- 2 公共の場所において、ビラ等を配布し、又は配布されたものは、そのビラ等が散乱したときは、速やかにこれを回収し、当該公共の場所の清掃を行わなければならない。
- 3 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）に基づき撤去すべき期日等が定められている選挙運動用又は政治活動用の文書図画を掲示した者（掲示責任者を含む。）は、当該期日等までに、当該文書図画を撤去しなければならない。  
(草木の除去及び廃棄物の処理の委託)

第九条の二 不良な状態にある土地等を所有し、又は管理する者は、疾病その他やむを得ない理由により、自ら草木の除去及び廃棄物の処理をすることができないときは、これを区長に委託することができる。  
(生活安全・環境美化推進モデル地区)

第十条 区長は、吸い殻等及び空き缶等の散乱が著しく、又は屋外広告物が放置され、かつ、特に生活安全の確保及び環境美化の推進を図る必要があると認められる地区を、生活安全・環境美化推進モデル地区（以下「推進モデル地区」という。）として、指定することができる。

- 2 区長は、推進モデル地区において、関係行政機関の協力を得て、第三条各号に掲げる事項を重点的に実施するものとする。
- 3 区長は、推進モデル地区を指定しようとするときは、当該推進モデル地区の区民及び区内に滞在する者の意見を聴くとともに、当該推進モデル地区を管轄する警察署と協議するものとする。
- 4 区長は、第一項の推進モデル地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 5 第二項の規定は、推進モデル地区を変更し、又は解除する場合について準用する。  
(路上禁煙地区)

第十一条 区長は、特に必要があると認める地区を、路上禁煙地区として指定することができる。

- 2 前項の指定は、終日又は時間帯を限って行うことができる。
- 3 路上禁煙地区においては、道路上で喫煙する行為及び道路上（沿道の植栽帯を含む。）に吸い殻を捨てる行為を禁止する。
- 4 区長は、路上禁煙地区を指定しようとするときは、当該地区の区民及び区内に滞在する者の意見を聴くとともに、当該路上禁煙地区を管轄する警察署と協議するものとする。
- 5 区長は、路上禁煙地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 6 前二項の規定は、路上禁煙地区を変更し、又は解除する場合について準用する。  
(指定の見直し)

第十二条 第十条第一項の推進モデル地区及び前条第一項の路上禁煙地区の指定の見直しは、一年ごとに行うものとする。  
(協議会の設置)

第十三条 生活安全及び環境美化に関する施策の実施に関し、区長の諮問に応じて調査審議するため、杉並区生活安全協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、生活安全及び環境美化に関する事項について、区長に意見を述べることができる。  
(協議会の組織)

第十四条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員二十人以内をもって組織する。

- 一 区民
- 二 学識経験者
- 三 関係行政機関の職員

2 委員の任期は二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
(協議会の会長)

第十五条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。  
(協議会の会議)

第十六条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があったときは、非公開とすることができる。  
(勧告及び命令)

第十七条 区長は、第五条第三項の規定に違反している事業者に対し、回収容器を設置し、又はこれを適正に管理するよう勧告することができる。

- 2 区長は、第九条第一項の規定に違反した者に対し、屋外広告物の撤去又は通行の安全の確保その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- 3 区長は、第九条第三項の規定に違反した者に対し、文書図画の撤去その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- 4 区長は、第四条第二項各号若しくは同条第四項の規定に違反した者又は同条第五項若しくは第九条第二項の規定に違反したのに対し、生活環境を著しく害していると認めるときは、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。
- 5 区長は、第一項から第三項までの規定による勧告又は前項の規定による命令を受けたものが、正当な理由なくその勧告又は命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(代執行)

第十七条の二 区長は、第四条第五項の規定に違反して前条第四項の規定による必要な改善その他必要な措置を命ぜられた者がこれを履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の規定により、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

(立入調査)

第十七条の三 区長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、その状況を調査させ、又は関係人に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。  
(委任)

第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰金)

第十九条 推進モデル地区内において第四条第二項各号の規定に違反し、第十七条第四項の命令を受けてこれに従わなかった者は、五万円以下の罰金に処する。

(告発)

第二十条 前条に該当する者があるときは、区長は、これを告発するものとする。

(過料)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の過料に処する。

- 一 推進モデル地区内において第四条第二項各号の規定に違反し、生活環境を著しく害していると認められる者(次号に該当するものを除く。)
- 二 第十一条第三項の規定に違反して喫煙し、又は吸い殻を捨てた者

## 杉並区動物との共生を考える懇談会設置要綱

〔平成17年4月21日17杉並第4198号〕

(目的)

第1条 杉並区における動物に関わる問題について協議し、「人と動物との共生」を目指す構想づくりのため、杉並区動物との共生を考える懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 動物愛護の基本的考え方に関する事。
- (2) 動物の管理と適正飼養に関する事。
- (3) 動物愛護の普及啓発に関する事。
- (4) 飼い主のいない猫に関する事。
- (5) その他区長が必要と認めた事項

(構成)

第3条 懇談会の委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員15名以内をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域団体等を代表する者
- (3) 公募区民
- (4) 杉並保健所長

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に会長・副会長を置く。

- 2 会長は会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会は会長が招集し、委員の半数以上の出席をもって成立する。

- 2 懇談会の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者及び区職員の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 懇談会は公開とする。ただし、懇談会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委員会)

第6条 会長は、所掌事項について調査及び検討等を行い、報告書を起草するための起草委員会（以下「委員会」という。）を懇談会の下に置くことができる。

- 2 委員会には委員長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。委員会構成は会長が指名する委員等をもって構成する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、委員会の経過、結果及び進捗状況等を会長に報告する。

(庶務)

第7条 連絡会の庶務は、杉並保健所生活衛生課、公園緑地課、環境課及び教育委員会指導室の各課共同で処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月21日から施行する。
- 2 この要綱は、平成18年3月31日をもって廃止する。

杉並区動物との共生を考える懇談会及び起草委員会検討経過

	主 な 検 討 項 目	主 な 検 討 内 容
第一回 懇談会 (5月30日)	① 共生総論 ② 社会的背景～今なぜ「共生」なのか？ ③ 「共生」を阻むものは？	・ 委員委嘱、区長挨拶、委員自己紹介の後、座長・副座長を選任 ・ 懇談会の設置趣旨、検討方針、杉並区の現状等についての事務局説明の後、現状、社会的背景、共生に対する考え方、教育の役割、意識啓発、マイクロチップ・登録制、動物由来感染症、ペット新税 などを中心に検討・意見交換
第二回 懇談会 (6月29日)	① 「共生」の基本的な考え方 ・ あるべき共生社会とは ② 動物と教育 ・ 子どもたちの成長・人格形成と動物の関係 ・ いじめ・虐待との関わり ・ 教育現場での取組みのあり方	・ 少子高齢化、都市化、住民意識の多様化、地域コミュニティの希薄化など共生を取り巻く環境変化とその対応 ・ 飼い主責任の明確化と個体識別 ・ 子どもの成長・教育における動物の果たす役割 ・ 動物の学校飼育に係る現状と様々な制約条件・問題点 ・ 学校飼育動物以外での教育的な取組み などを中心に検討・意見交換
第三回 懇談会 (7月28日)	① 飼い主のいない猫対策 ② ペットの飼育に関わる問題の解決に向けて ③ 条例化について ④ 起草委員会の設置	・ 不妊去勢事業の拡充 ・ 地域ぐるみの取組みの必要性とその方策 ・ 飼い主マナーの徹底への取組み ・ 教育的配慮の必要性 ・ 飼育環境・施設の整備 ・ マイクロチップと登録制 などを中心に検討・意見交換
第一回 起草委員会 (8月19日)	① 懇談会報告書骨子検討 ② 区民意向調査速報等の報告	・ 罰則 ・ 教育その他 を中心に報告書案検討
第四回 懇談会 (8月31日)	① 区民意向調査速報報告 ② 条例化（罰則関係等） ③ 報告書の骨子	・ 条例化（罰則、マナー、啓発等） ・ 報告書の骨子（学校教育、モラル等） などを中心に検討・意見交換
第二回 起草委員会 (9月5日)	報告書（案）の検討	・ 条例化（罰則等） ・ その他（登録制、飼い主のいない猫問題） を中心に報告書案検討
第三回 起草委員会 (9月21日)	報告書（案）の検討	・ 動物を巡る杉並区の現状 ・ 共生の社会づくりにむけて ・ 施策への取組み方針 ・ 猫の登録制について を中心に報告書案検討
第四回 起草委員会 (10月13日)	報告書（案）検討	・ 具体的施策の展開 ・ 教育からのアプローチ ・ 「(仮称)動物との共生に関する条例」について ・ その他（動物虐待・遺棄、集合住宅のペット、介助犬、ペット新税等） を中心に報告書案検討

第五回 懇談会 (10月18日)	① 起草委員会中間報告 ② その他	起草委員会から中間報告のあった報告書案について、検討・意見交換
第五回 起草委員会 (11月14日)	報告書(案)検討	猫の登録制などを中心に、報告書(案)全般について、質疑応答・意見交換を行い、必要な修正を行ったうえで、報告書(案)として次回懇談会に報告することに決定
第六回 懇談会 (11月21日)	① 起草委員会報告 ② 報告書(案)検討 ③ 報告書(案)決定	起草委員会から報告された報告書(案)について、猫の登録制、教育関係など全般について、質疑応答・意見交換を行い、必要な修正を行ったうえで、報告書として決定

杉並区動物との共生を考える懇談会委員名簿

平成17年5月30日

	氏名	所属等	備考
1	かとう げん 加藤 元	NPO 法人 J-HABS 会長 コロラド州立獣医科大学客員教授	日本動物病院福祉協会常任 学術アドバイザー、獣医師
2	やばな こうへい 矢花 公平	矢花公平法律事務所	弁護士
3	やまさき いく子 山崎 いく子	日本愛玩動物協会常任理事	東京都動物愛護推進員
4	みなみ らんぼう みなみ らんぼう	武蔵野市教育委員 みやぎ夢大使	シンガーソングライター エッセイスト
5	よねかわ ひでひこ 米川 秀彦	東京都獣医師会杉並支部長	東京都獣医師会杉並支部 推薦、獣医師
6	いぬい ひろし 乾 洋史	浜田山小学校校長	杉並区立小学校校長会 推薦
7	さとう まさえ 佐藤 正江	杉並区馬術連盟理事	杉並区馬術連盟推薦
8	なかち まさなお 中智 正直	杉並区町会連合会常任理事	杉並区町会連合会推薦
9	しおつぼ みつあき 塩坪 三明	NPO 自然と動物を考える市民 会議代表	NPO 代表
10	うちだ としこ 内田 寿子	久我山小学校 PTA 会長	杉並区立小学校 PTA 連合 協議会推薦
11	こみね すゝき 小峰 すゝき	杉並区保護観察協会 総務部長	公募区民
12	めぐろ みか 目黒 美佳	脚本家、文筆業	公募区民
13	ながの みさ子 長野 みさ子	杉並保健所長	医師

※1は会長、2・13は副会長

動物との共生を考える懇談会起草委員名簿

平成 17 年 8 月 19 日

	氏 名	所 属 等	備 考
1	<small>ながの</small> 長野 みさ子	杉並保健所長	医師
2	<small>やほな</small> 矢花 こうへい 公平	矢花公平法律事務所	弁護士
3	<small>やまさき</small> 山崎 いく子	日本愛玩動物協会常任理事	東京都動物愛護推進員
4	<small>よねかわ</small> 米川 ひでひこ 秀彦	東京都獣医師会杉並支部長	東京都獣医師会杉並支部推薦、獣医師
5	<small>しおつぼ</small> 塩坪 みつあき 三明	NPO 自然と動物を考える市民会 議代表	NPO 代表
6	<small>めぐろ</small> 目黒 みか 美佳	脚本家、文筆業	公募区民

※1は委員長